

裁判における正当化の論理構造モデル

——ユルゲン・レーディックの所説の批判的検討を通じて

吉野

一

- 一、はじめに
- 二、いわゆる裁判官の三段論法について——「具体化」の必要性
- 三、レーディックによる「具体化」の論理形式化
- 四、レーディックの論理モデルの問題点とその検討
- 五、裁判における正当化の論理構造モデル——吉野モデル——
- 六、むすび

一、はじめに

裁判は論理構造を有しているはずである。なぜなら、裁判は人間の思考、すなわち推論から成り立っており、そしてそれは常に論理的構造を有するからである。法の適用としての裁判においては、私見によれば、大別して次の二つ

裁判における正当化の論理構造モデル

の側面において法的推論がまとめられうる。第一は、法的正当化の推論であり、第二は、法的決定の推論である。前者においては、すでに述べた法的決定の正当化の過程（の推論）が問題であり、後者においては、法的決定に至る過程（の推論）が問題である。⁽¹⁾ 両者においてその推論の論理構造が説明されるべきである。本稿は、後者、すなわち裁判における法的正当化の論理構造に、考察の焦点をあてることにする。⁽²⁾

裁判における法的正当化は、いかなる論理構造を有するのであろうか。裁判における法的正当化の論理構造は、従来の伝統的な法の一般理論あるいは法学方法論においては、これまで、伝統論理学の意味における「三段論法」として説明されてきた。⁽³⁾ 法規を大前提とし、事実を小前提とし、判決を結論とする三段論法である。判決が大前提としての法規および小前提としての事実から論理的に導出された結論となるとき、当該判決は正当化されるとされるのである。しかし、裁判における正当化の論理構造は、単にこのような単純な形の三段論法として把握されるべきであろうか。まずこの問題が検討されなくてはならない。法の領域における論理の役割について批判的な立場の人々は、一方において、正当にも、法の適用はかならずしもこのような単純な形の三段論法ではないと批判しつつ、他方、不当にも、そこから短絡的に、裁判における論理の役割を否定するか、あるいはそれを非常に過少評価するという結果に至っている。⁽⁴⁾ それゆえにこそ、なおさらこの「三段論法」の検討から出発するのが適切であるといえよう（第一章）。

ところで、もし仮に、右の意味で、従来の伝統的な法の一般理論あるいは法学方法論において、裁判の論理構造がかならずしも十分適切に明らかになされていなかったとしたら、その原因のひとつは、従来のアプローチにおいてかならずしも有効な論理分析の方法が備わっていなかった、ということにあるかもしれない。それらの方法論的分析の基盤と技術が、伝統論理学の方法に基づいていたからである。⁽⁵⁾ これに対し、一八七九年のフレーゲの『Begriffsschrift』⁽⁶⁾

を端著として展開され、今日宏大な学科として成立している現代論理学は、思考の諸要素を記号によって表現かつ分析そして再構成し、記号の計算として所与の推論の論理的妥当性を吟味することができるため、伝統論理学に比べてはるかにまさった有効な方法となっている。⁽⁷⁾ したがって、裁判の構造分析が、この現代論理学の適用によってなされることが要請されるところが大である。

裁判の構造の現代論理学による論理分析の試みは、すでにクルークがその著『法論理学』⁽⁸⁾において、ごく簡単なかたちではあるが、試みたところである。またその後いくつかの、私たちを勇気づけてくれるそのような試みがなされてきている。⁽⁹⁾ しかし、裁判の構造の現代論理学的手法による本格的な分析は、しばしば議論の、すなわち賞賛と他方において批判の対象となったユルゲン・レーディックの『裁判上の認識過程の理論——民事、刑事および行政訴訟の基礎』⁽¹⁰⁾において初めてなされた。同書では、裁判上の認識過程が、一貫して現代論理学の観点から、そしてその方法に基づいて分析されている。そして、裁判手続きの一般理論へ寄与すべきところの、いわば公分母としての裁判の論理構造の説明が試みられている。⁽¹¹⁾

同書に関しては、そこにおいて現代論理学の方法が豊富に使用せられているため、現代論理学になじみのない純粹の法律家にとっては、そこで展開された理論を十分追って理解することが困難であった、と言いうるかもしれない。関心の的、論議の対象となつたわりに、その内在的批判、とりわけその論理的形式化をふんまえた上での批判というものが、残念なことには、ほとんどみられないのである。⁽¹²⁾ しかし、すくなくとも同書が現代論理学の適用による裁判過程の最初の本格的分析を提供しているがゆえに、もし、人が、裁判の論理構造について語ろうとするならば、右のレーディックの著作とそこに展開された理論を避けて通ることはできないであろう。それゆえ、本稿において、裁判

における法的正当化の問題に限定して、彼と同様の論理学的観点と方法とをもってその理論内容に入り込み、その理論の展開過程の後を追ひ、その主張の要点を紹介するとともに(第三章)、それを批判的に吟味することにした(第四章)。

裁判における法的正当化の推論の論理構造を分析する際の方法としての現代論理学は、レーディックにおいては、現代論理学としては既に古典となった在来の数学的論理学であった。より正確に言うと、一階の述語論理である。⁽¹³⁾ 筆者が本稿において用いる論理もまたこれである。しかし、法規範ならびにそれから成り立つ法的推論を分析する用具としていかなる論理を用いるべきか、すなわち、法論理学の方法如何に関しては、学界においては見解の一致はみられず、かえって根本的な意見の対立が存在するのが実情である。⁽¹⁴⁾ すなわち、一方において、法規範への在来の論理の直接適用の可能性を否定し、それゆえ法規範のための特別な論理の必要なことを主張し、それを構築し、かつこれを適用することを試みる立場がある。一九五一年のフォン・ライトの「義務論理 (Deontic Logic)」⁽¹⁵⁾ 以来の一連の義務論理または規範論理の領域の業績がこれに属する。⁽¹⁶⁾ 法論理学者としては、オタ・ワインベルガーがこの立場の代表者である。⁽¹⁷⁾ 他方において、フレーゲによってその瑞緒が開かれ、数学との密接な結びつきの下に発展し、今日ほぼ完成されたとされる、数学的論理学の法規範への直接適用を行なう立場がある。筆者は、レーディックとともに、後者の立場に立つのである。⁽¹⁸⁾ 私は、この法論理学の方法に関する論争の整理ならびにその批判的検討を既に論文「法論理学の方法としての特別の規範論理の必要性について」⁽¹⁹⁾ においてかなり詳細に行なっており、本稿の立場、すなわち数学的論理学の法規範への直接適用という立場は、そこで既に一応方法的に基礎づけられていると考える。しかし、右の論文は、近時、ワインベルガーによって改めて批判されるところとなつた。⁽²⁰⁾ また、それはすべての方法的問題点

を論じつくした訳でもないで、さらにより詳細に法論理学的方法論的論究を遂行することは必要かつ有益であることは言うまでもない。しかし、それは稿を改めて行なうこととし、本稿では、在来の数学的論理学が法規範の分析に直接適用可能であるということ、したがって、それによって裁判の論理構造を分析することが可能であるということについて既に方法的に基礎づけられているところを前提として、この論理の応用を通じて裁判の論理構造の分析をすすめていくことにする。

さて、以下の考察においては、裁判における法的正当化の論理構造の探究は、それを表わす一般的な論理モデルを中心として行なわれる。すなわち、既に提示された論理モデルの吟味とその結果に基づいた新しいモデルの提示をめぐって行なわれる。なぜなら、人は、そのようなモデルの指針なしに、最初から無数の多様な裁判の実際のひとつひとつをすべて分析することは困難であるからである。まず必要なのは、そうした諸々の裁判に共通する基本的な構造を抽象化したレベルで把握することを試みることである。そして、その論理構造は、論理分析においては記号論理の論理式からなるひとつの論理モデルとして提示されることになるのである。そして、そのような、裁判の共通な基本構造を提示する一般理論こそが、法の一般理論および法学方法論にとって関わりうるものである。

裁判における法的正当化の論理構造を表わす論理モデルに関しては、私は、実は一九七六年秋、ザルツブルクで開かれた法論理学の国際シンポジウムでのディスカッションにおいて提示したところからできあがったところの小論文「法論理学の出発点のために」⁽²¹⁾ においてその論点の一つとして既にこれを公けにしている。しかしその際は、紙数の関係からモデルの単なる提示と示唆的理由づけにとどまり、その詳細な根拠づけならびにレーディックの示したモデルとの比較検討・吟味はこれを別の機会に譲らざるをえなかった。それゆえ、本稿は、この、私によって先に提示され

た裁判における正当化の論理構造の分析モデル（以下「吉野モデル」と称する）の理由づけおよび吟味として改良としても妥当するのである。本稿は、レーディックの裁判の論理構造の分析の批判的検討、とりわけ彼のその論理モデルとの批判的検討を通じて、吉野モデルを理由づけるとともに、さらにその吟味と改良に従事するものである。それを通じて、裁判の論理構造を明らかにしめんとするものである（第五章）。

かくて、本稿の目的は、繰り返しになることを恐れずに言えば、個々の具体的な裁判の論理構造を直接解明するのにあるのではなくて、諸々の裁判に共通する基本的な、判決の正当化の論理構造をひとつの論理モデルにおいて提示かつ吟味し、それを通じて法理論および法学方法論に寄与することが期待されるべき裁判の構造に関する一般理論の一つの出発点を提供することにあるのである。

二、いわゆる「裁判官の三段論法」について——「具体化」の必要性

裁判における法的決定とりわけ判決を正当化する推論の論理構造は、従来、伝統論理学のいう「三段論法」であると説明されてきた。前述のように、その推論は、法規を大前提とし、事実を小前提として、そして判決をその結論とする三段論法としてとらえられているのである。この推論構造は、「裁判官の三段論法」(richterlichen Syllogismus)とも呼ばれている。

右の論理構造は、次のような刑法第二〇四条に関連して想定された具体例において、解りやすく説明されよう。

- I (1) 大前提：法規：「他人の身体を傷害したる者は、10年以下の懲役に処するべきである」
- (2) 小前提：事実：「安藤康夫は、他人の身体を傷害したる者である」

(3) 結論：判決：「安藤康夫は、10年以下の懲役に処するべきである」

このような三段論法としての裁判の論理構造の主張は、従来の伝統的タイプの法理論および法学方法論において展開せられてきたところのものである。すでにシュタムラーは、一九一一年その著「法律学の理論」においてそのような構造を提示している。⁽²⁴⁾

この推論構造は、記号「V」を当該法規範の法律要件に、記号「F」を法律効果、「a」を安藤にそれぞれ使用するとおおよそ次のような式型で表現できよう。

II V——F

a——V

a——F

この推論は、伝統論理学において Modus Barbara と呼ばれる三段論法の推論における小前提が単称命題からなりたっているものであり、ときどき「Modus Barbara II」と呼ばれる論理的に妥当な推論形式である。⁽²⁵⁾

右の「裁判官の三段論法の推論」は、これを現代論理学の方法によって定式化することもできる。それを最初に行なったのは、U・クルークである。⁽²⁶⁾クルークによって現代論理学の式で示された「裁判官の三段論法」を、先の例において、私の法規範の形式化の方法⁽²⁷⁾——それはクルークのそれと基本的に一致するのであるが——に従って再表現すると、次のとおり（その際、「Vel ()」を「・」は他人の身体を傷害したる者である」のために、「Stz ()」を「・

は10年以下懲役に処せらるべき者である」のために、変項「p」を当該法体系の受規者の名の集合のために、そして「a」を特定の人、例えば「安藤康夫」のためにそれぞれ使用する。

Ⅲ (1') $Ap(Vel(p) \rightarrow Stz(p))$

(大前提：法規)

(2') $Vel(a)$

(小前提：事実)

(3') $Stz(a)$

(結論：判決)

上記の推論を一行の式に表現すれば、次のとおり。

(1'—3') $Ap(Vel(p) \rightarrow Stz(p)) \wedge Vel(a) \rightarrow Stz(a)$

この式は次のように読むことができる：「すべてのpについて、pが他人の身体を傷害した者であるならば、pは十年以下の懲役に処せられるべき者である⁽²⁹⁾。そして、aは他人の身体を傷害した者である。ゆえに、aは十年以下の懲役に処せらるべき者である」。

このような形で示された裁判の論理構造は、これを一般化し、法規範を法律要件(の充足)と法律効果(の発生)の結び付きの形に抽象化して論理定式化することができる。それは、およそ次のようなものとなる(その際、「Tb(.)」を「・は法律要件 (Tatbestand) を充足しつゝる」、「Rf(.)」を「・に対して法律効果 (Rechtsfolge) が発生する」に⁽³⁰⁾、そして「ps」(konkrete Person)をある特定の人物の名のためにそれぞれ使用する)。

A (1'') $Ap(Tb(p) \rightarrow Rf(p))$

(2'') $Tb(ps)$

(3'') $Rf(ps)$

この推論を一行の式にすれば次のとおり。

(1''—3'') $Ap(Tb(p) \rightarrow Rf(p)) \wedge Tb(ps) \rightarrow Rf(ps)$

右のいずれの推論も論理的に妥当であることは明らかである(その妥当性は全称例化と Modus Ponens との適用により容易に証明される)。

右のかたちの「裁判官の三段論法」においては、判決は法規および事実からの論理的導出であり、したがって後二者が妥当とされる限りにおいて、判決もまた妥当とされうるのであり、その意味において、右の式型は判決の正当化の論証として妥当しうることはいうまでもない。わが国においても、川島博士⁽³¹⁾、碧海教授⁽³²⁾、上原教授など⁽³³⁾、裁判における正当化の論理構造を右の型の三段論法として理解されている。しかし、この推論の形式は裁判の実際を適切に表現したものであろうか。

右の式型において問題となるのは、まず第一に「事実」の論理形式化が適切になされているかということである。すなわち、刑法二〇四条に関連して作られた式型における「Vel(a)」は裁判における「事実」を適切に表現しているか、が問題である。「Vel(.)」は、前述のように法規範に抽象的に定められた法律要件「・は人の身体を傷害した者である」を表現している。したがって、「Vel(a)」は「aは人の身体を傷害した者である」を表わしている。しかし、具体的事件において生じた実際の事象は、人を殴って前歯を折ったことか、あるいは、暴力を用いて人の髪の毛をそったとか、あるいはまた、人を殴り倒してその胸を足げりしたため胸部に疼痛が残ったとかいった具体的かつ⁽³⁴⁾

特殊な事態である。事実は、多くの場合、「人の身体を傷害したる」と直ちに簡単に言えない生の、あられずりなものであり、「aは人の身体を傷害したる者である」というのは、むしろそうした事実に基いてなされた法的推論の一つの結果として下される法的価値判断である。したがって、「 $Ve(a)$ 」は、事実を適切に論理形定化したものではないと言わなければならない。「安藤康夫は他人の身体を傷害したる者である」という命題が提示されるということは、実は、安藤に対して10年以下の懲役という制裁を課すことを承認する法的価値判断が下されたことを意味するのである。かくて、個々の事件の具体的事実を表わす論理式は法規に定められた法律要件をそのまま表現する論理式ではなく、当該事実の具体性特殊性を表わすものでなければならないということができよう。

従来右の判断は、「包摂 (Subsumtion)」と名づけられてきている。「包摂」においては、エンギッシュの見解に従えば、「個々の事例の法規の法律要件の下への整序」⁽³⁶⁾、より正確に言えば、「事実、すなわちある事例の、法概念ないし抽象的要件文章によって指示される事例のクラスへの整序」⁽³⁷⁾、が問題である。あるいは、ラレンツによれば、一定の具体的事態が法律要件のひとつの事例であるという命題を獲得すること⁽³⁸⁾、とされる。しかし、ここで注意しなければならないのは、法規において定められている法律要件は抽象的であり、事件は具体的であるので、法規と事実から人が直接右の包摂判断をなしうるのは、きわめて稀なケースであろう、ということである。式型Ⅱにおける事実「 $Ve(a)$ 」が定立される——それが實際生じた事実の記述ではなくて、包摂判断の結果を表わすものであることは右に明らかにしたところであるが——ためには、なお一連の思考過程が存在しなければならない。したがって、要請されるのは、従来、「包摂」という概念で十束ひとからげに取り扱われてきたところの思考の論理構造を明らかにすることである。

前述のように法規は抽象的であり事件は具体的であるから、右の包摂判断に最終的に到達するためには、抽象的に定められた法規と事実の間隔を架橋することが必要である。両者の間隔を架橋するのが法の解釈であり、それによって定立される法規と事実の中間に付加されるのが、法の解釈命題である。法の解釈の中心的部分は、右の意味で法規の抽象的意味を事件の具体性へと近づける作業として理解されうる。この作業は、法規の「具体化 (Konkretisierung)」⁽³⁹⁾と呼ばれうる。前述の、具体的事件を法規の定めた法律要件の下へと包摂する判断も、実はその大部分において、右の「具体化」を前提としていると思われる。

さて、抽象的法規と具体的事実の間に法の解釈の結果としての「具体化」が入ってくると、裁判(における正当化)の論理構造は、法規を大前提とし事実(記述)を小前提とする前述の単純な形の三段論法ではこれをかならずしも適切に表現しえないということになる。法規の定める法律要件と事実との間を架橋する必要性は、従来の法学方論において承認されており、いろいろな解決の試みがなされている。その個々についてこれを紹介かつ批判することは別の機会にゆずることとする。ここでは、エンギッシュのすぐれた分析⁽⁴⁰⁾は例外として、従来の分析においては、つとに有効厳密な論理分析の方法を欠いていたために、「具体化」の、そしてこれを付加したところの法適用過程の論理構造は、かならずしも正確に明らかにされていないということ、したがって、現代論理学の適用によってこれらの論理構造を分析することの必要性が大であるということを、主張するにとどめたい。現代論理学の適用によって右の論理構造の分析をかなり徹底的に試みたのは、ユルゲン・レーディックである⁽⁴¹⁾。それゆえ、次章において、レーディックの所論を具体化の論理定式化の問題を中心にしてみることにする。

次章に移る前に、本章で明らかにされたところに従い、前述の単純な形の三段論法を修正した、法適用(における

正当化)の論理構造を適切に表現すべきところの推論の式型を提示しておくことにする。これは次章における「具体化」の論理形式化という課題の意味と問題の所在を前もって明確に把握しておくために役立つであろう。「具体化」が付加されると、裁判における正当化の推論の論理構造は次のような式型によって表現されるべきことになる。

- V (i) 法規 (大前提)
- (k) 具体化 (付加前提)
- (iii) 事実 (小前提)

(iii) 判決 (結論)

右の式型において第三番目の前提としての「事実」(ii)は、もはや式型Ⅰ、ⅡおよびⅣの「事実」とは異なる、ということにまず注目しなければならない。ここでは、もはや、Ⅰ、ⅡおよびⅣのように、具体的事実が法規の抽象的に定められた法律要件を充足しているという命題(前述の「 $Ve(a)$ 」や「 $Tb(a)$ 」)ではなく、実際の、裁判において確定されるべき、発生した具体的事態を表現する命題でなければならない(それが裁判の実際とも一致するのである)。法規とこの事実の間隔を架橋し、判決を法的諸前提とこの事実からの論理的導出として証明可能にするために必要な前提が、「具体化」である。それゆえ、「具体化」の論理構造を明らかにすることによって、判決を妥当とされた(法規を含めた)諸前提からの論理的証明として正当化する推論、すなわち、裁判における正当化の推論の論理構造が、解明されることになる。抽象的法規と具体的事実とを結びつける媒介としての役割を正しく認識することから、「具体化」の論理構造の解明に接近することができるのである。

三、レーディックによる「具体化」の論理形式化

それでは、レーディックは「具体化 (Konkretisierung)」の論理構造を如何なるものと把握するのか。すなわち、彼は「具体化」をどのように論理形式化するのか。そしてそれを通じていかに裁判における正当化を論理的証明として示そうとするのであろうか。

推論の論理構造を明らかにするためには、その推論を論理的に形式化、すなわち記号論理の式において表現しなければならぬ。このことは、裁判における正当化の推論の重要な構成部分をなすべき「具体化」の論理構造の解明に際しても言える。以下において、レーディックの「具体化」の論理形式化の展開を追うことにする。彼の「具体化」の論理形式化に際し、次のような表現のために次のような記号がそれぞれ用いられている。

- A : 全称記号 ($\forall$ Ap_i)は「すべての p_i について」と読む)
- : 含意記号 ($\rightarrow$ A→B)は「AならばB」と読む)
- ⇔ : 等値記号 ($\leftrightarrow$ A↔B)は「Aならばかつそのときに限りB」と読む)
- A : 連言記号 ($\wedge$ AB)は「AそしてB」と読む)
- p₁ : 人1
- p₂ : 人2
- p₃ : 特定の原告

p_2 : 特定の被告

$Bd_2(p_1, p_2)$: 法規において抽象的に定められた請求権の存在のための要件 (Bedingung) (p_1 の p_2 に対する請求権の存在のための要件が充足せられた)

$An_2(p_1, p_2)$: 法規において抽象的に定められた法律効果 (p_2 は p_1 によって訴えられた請求 (Anspruch) を履行する義務がある)

$Bd_1(p_1, p_2)$: 「特定の原告 (p_1) の特定の被告 (p_2) に対する請求権の存在のための要件を充足する事態が生じた」

$An_1(p_1, p_2)$: 特定の原告 (p_1) の特定の被告 (p_2) に対する具体的な請求権 (p_1 は p_2 によって訴えられた請求を履行する義務がある)

以上の記号が使用されるより、裁判にならざるに論議を要する証明の理論としての「裁判における最終的な具体的法的な最終判断 (事実主文)」は、次のような形で表現される。

(9)
(10) $An_2(p_1, p_2)$

これを対応する表現として、次のような表現を用いる。

(11) $\Delta p_1 \Delta p_2 (Bd_2(p_1, p_2) \rightarrow An_2(p_1, p_2))$

この意味は、次のように読むことになる。

「すべての d_1 とすべての d_2 について、 d_1 の d_2 に対する請求権の存在のための要件が充足されたならば、 d_1 は d_2 に対して訴えられた請求を履行する義務がある」。

かくして、裁判における正当化の推論 (レーディングのことばで言えば、証明) の論理構造は、次のような型式によって表現されることになる。

M (i) $\Delta p_1 \Delta p_2 (Bd_2(p_1, p_2) \rightarrow An_2(p_1, p_2))$

(法規)

(k)

(具体化)

(ii) $Bd_1(p_1, b_2)$

(事実)

(iii) $An_1(p_1, p_2)$

(判決)

上記の型式の第二列の点線で示されたところにかかるとなる論理式をもってくるべきか、ということが「具体化」の論理形式化の問題⁽⁹⁾ したがって、その論理構造を明らかにすることにほかならない。

「具体化」はレーディングによれば、次の二つの仕方で行われる。すなわち例化 (Exemplifizierung) および実質化 (Substantiierung) である。

例化においては、「具体化」は、述語論理の用語でいうと、量化された定項によっておきかえるということに基づく。例えば次のような場合には ((11) → (17)) → (18))。

(11) $\Delta p_1 \Delta p_2 (Bd_2(p_1, p_2) \rightarrow An_2(p_1, p_2))$

(17) $\Delta p_1 (Bd_2(p_1, p_2) \rightarrow An_2(p_1, p_2))$

(18) $(Bd_2(p_1, p_2) \rightarrow An_2(p_1, p_2))$

実質化においては法律要件の基準のふたは展開 (Entfaltung)⁽⁹⁾ が問題である。したがってエンギッシュの言う「従

属 (Subordination)」という概念によって接近するところの手続が問題なのである。⁽⁵⁰⁾ 従属というのは、エンギッシュによれば、法規の解釈によって特別な事例の群を法規の法律要件の下におくということである。⁽⁵¹⁾ 実質化は、法律要件の側面において並びに法律効果の側面においてすなわち両側面において遂行される。通常考えられうる実質化の可能性は次のように論理的に形式化される。法律効果、すなわち、式(11)において抽象的に表現された請求権の実質化は次のような仕方で行なわれる (ここで念のために述べておくと、式(10)ならびに以下の式に現われる下つきの記号「 $\rightarrow$ 」は「実質化された (substantiiert)」という性質を表わすために用いられている。これに対し、式(11)ならびに同じ、以下の式に現われる下つきの記号「 $\vdash$ 」は「抽象的 (abstrakt)」なる性質を表わすために用いられている)。

$$(20) \quad \Delta p_1 \Delta p_2 (A n_1(p_1, p_2) \rightarrow A n_2(p_1, p_2))$$

請求権の発生要件の実質化は次のように形式化される。

$$(21) \quad \Delta p_1 \Delta p_2 (B d_1(p_1, p_2) \rightarrow B d_2(p_1, p_2))$$

当該具体的事態が生じたということ (すなわち、実質化された法律要件が充足されたということ) は、次の式によって表現される。

$$(22) \quad B d_1(p_1, p_2)$$

われわれは、右の実質化は、法律要件と法律効果がそれぞれ独立して実質化されたものである、ということに注意しておきたい。レーディックは、最初に、通常の見解に従って、法律要件と法律効果を分離した具体化の論理定式化をまずおこなう。⁽⁵²⁾ その妥当性を吟味するのである。

さて、式(10) (すなわち、判決主文) の証明の観点から充分な留意がすてになされたように思える。

実質化された法律効果(20)の例化は次のとおり。

$$(23) \quad \Delta p_2 (A n_1(p_1, p_2) \rightarrow A n_2(p_1, p_2))$$

$$(24) \quad (A n_1(p_1, p_2) \rightarrow A n_2(p_1, p_2))$$

実質化された請求要件(21)の例化は次のとおり。

$$(25) \quad \Delta p_2 (B d_1(p_1, p_2) \rightarrow B d_2(p_1, p_2))$$

$$(26) \quad (B d_1(p_1, p_2) \rightarrow B d_2(p_1, p_2))$$

そして、もし入が式(18) (24)および(26)から次の式

$$(27) \quad B d_1(p_1, p_2) \rightarrow A n_1(p_1, p_2)$$

を推論するに必要であったとしたら、当該判決を表わす式(10)は、「modus ponendo ponens」を式(27)および(22)に適用することによって証明せられるであろう。以下の推論式型がそれを示す。

$$(27) \quad B d_1(p_1, p_2) \rightarrow A n_1(p_1, p_2)$$

$$(22) \quad B d_1(p_1, p_2)$$

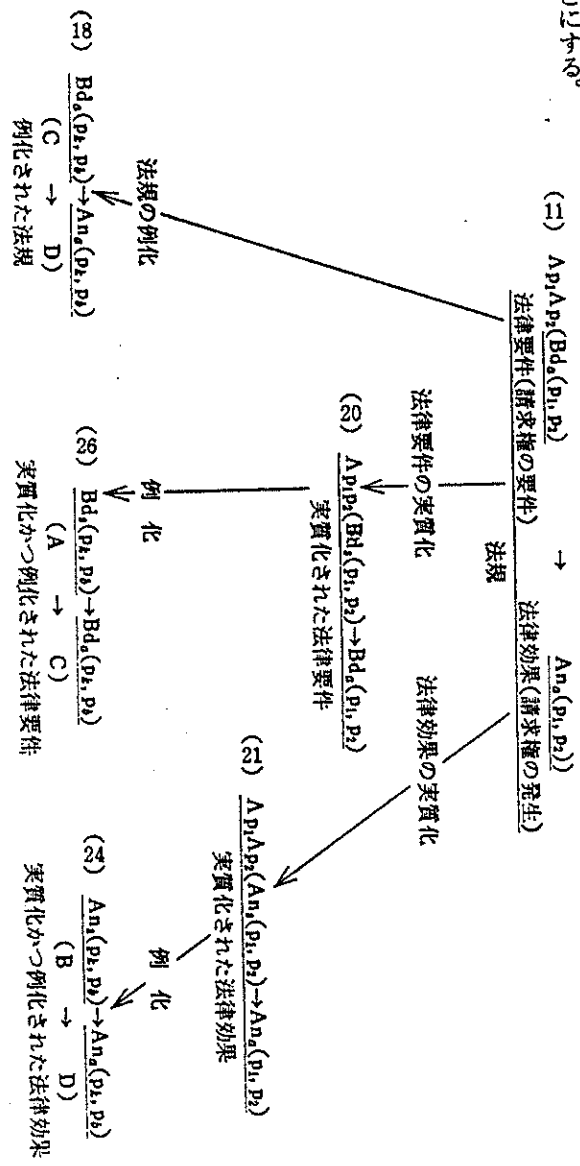
$$(21) \quad A n_1(p_1, p_2)$$

しかし、式(27)は、残念なことには、式(18) (24)および(26)からの論理的な帰結ではないのである。「C」を「 $B d_2(p_1, p_2)$ 」と改訂し、「D」を「 $A n_2(p_1, p_2)$ 」「A」を「 $B d_2(p_1, p_2)$ 」「B」を「 $A n_2(p_1, p_2)$ 」と改訂し、併せて使

用すると、この推論は次のような命題論理式によって表現される。

$$(28) ((C \rightarrow D) \wedge (A \rightarrow C) \wedge (B \rightarrow D)) \rightarrow (A \rightarrow B)$$

われわれは、式(28)の論理的妥当性を吟味する前に、(1)で「レーディック」によって上記のとおりです行なわれた法規範の具体化、すなわち、その実質化とその例化の論理形式化の過程を次のような図でわかりやすく表現しておくことにする。⁽⁵⁵⁾



さて、われわれは式(28)の妥当性の吟味に戻ることしよう。それは次のような仕方でも略表方法によってこれを検査することができ⁽⁵⁶⁾。

$$((C \rightarrow D) \wedge (A \rightarrow C) \wedge (B \rightarrow D)) \rightarrow (A \rightarrow B)$$

+++	+	+++	+	+++	+	---
7	3	8	2	5	4	6
3				5	4	9
				1	3	2
				3		

上の価値記号の配分において矛盾があらわれなかった、故に式(28)は論理的に非妥当である。検査終了。
 なぜ上記の具体化、すなわち、上記の例化と実質化は論理的に正しい推論の型式をもたらさなかったのだろうか。その理由は、レーディックによれば、上記の実質化は、一方において法律要件について他において法律効果についてそれぞれ分離して行なわれたということにある。このような法律要件と法律効果を分離しておこなう実質化においては、レーディックによれば、「裁判官の三段論法」は成功しえないのである。⁽⁵⁷⁾

判決を法規ならびに所与の事実そして具体化からの論理的証明として基礎づけるために、人は上記の推論型式を次のような形に書きかえることはできよう。すなわち、法律要件の実質化を行なった式(20)における前件と後件を含意記号「 $\rightarrow$ 」ではなくて等値記号「 $\leftrightarrow$ 」によって結びつけるような式に、同様にして法律効果の実質化された式として(21)の前件と後件を含意記号でなく等値記号で結びつけるような式に、それぞれ書き改めるとすることによって。⁽⁵⁸⁾
 もし仮に法律要件および法律効果のそれぞれの実質化が上記のような論理式で表現されうるとするならば、式(28)で表わされた推論は、命題論理によって次のような式として表現される推論へと変更されることになるであろう。

$$(28) ((C \rightarrow D) \wedge (A \rightarrow C) \wedge (B \rightarrow D) \rightarrow (A \rightarrow B))$$

この式の論理的妥当性は次のように簡略表法によってこれを吟味することができる。

$$\begin{array}{cccccccc} ((C \rightarrow D) \wedge (A \rightarrow C) \wedge (B \rightarrow D) \rightarrow (A \rightarrow B)) \\ \hline + + - & + & + + + & + & - & - & - & - \\ 7 & 3 & 7 & 2 & 5 & 4 & 6 & 3 & 5 & 4 & 6 & 1 & 3 & 2 & 3 \\ \hline + & + & + & + & \end{array}$$

上記の価値記号の分配において段階7において矛盾があらわれた、ゆえに当式は論理的に妥当である。検査終了。

したがってこの場合は、式(27)は導出されうることになり、それゆえ判決を表わす式(10)は(27)および(22)に基づいて論理的帰結として証明されうることになる。なお、われわれは、上記の式型において行なわれるべき法律要件および法律効果のそれぞれの実質化の論理式化を後のわれわれの論究の便宜のため以下に示しておくことにする。この場合の法律要件の実質化の式は次のとおり。

$$(20) A p_1 A p_2 (B d_1(p_1, p_2) \rightarrow B d_2(p_1, p_2))$$

法律効果の当該実質化の式は次のとおり。

$$(21) A p_1 A p_2 (A n_1(p_1, p_2) \rightarrow A n_2(p_1, p_2))$$

しかし、たとい、法律要件と法律効果の実質化の論理構造をこのようなものとして把握することによって式(10)「すなわち判決本文が論理的帰結として証明されうることになるとしても、このような実質化(すなわち、式(20)および(21))は、レーディックによれば、不適切である。彼は、その理由を示す例として、次のような場合を提示する。

すなわち、「軽い傷害(参照 §223 Abs. 1 StGB)の実行者はこの犯罪をたとえば髪を切断することによって犯すことはできるが、軽い傷害の法律要件は髪の切断と一致するものではない」⁽⁵⁷⁾。

レーディックは、法律要件と法律効果とは、それぞれ相互に関連づけて具体化されなければならない、ということ主張する。このような認識は、レーディックによれば、次のことを考慮することから生じる。「ドイツ民法第八二三条第一項の考えられうる『事例の群(Fallgruppe)』は、たとえば、被害者に加えられた損害の絶対額がちょうど百マルクであるような事例の集合である。明らかに、こうした事例の群に法律効果の一定の総体が対応するであろう。賠償すべきはそのつど百マルクの損害である。これに対して、百マルクを越える損害賠償請求権が妥当であるとされるならば、その請求権を基礎づける事態は別の事例の群に属さねばならない」⁽⁵⁸⁾。

かくて、レーディックは、法規の具体化(彼の用語法に従って正確にいうと、ここでは実質化)を最終的には次のタイプの汎化された、等値記号をもった式によって表現する。⁽⁵⁹⁾

$$\begin{array}{l} (29) A p_1 A p_2 ((B d_1(p_1, p_2) \rightarrow A n_1(p_1, p_2)) \rightarrow \\ \rightarrow ((B d_1(p_1, p_2) \rightarrow A n_1(p_1, p_2)) \wedge \\ \wedge (B d_2(p_1, p_2) \rightarrow A n_2(p_1, p_2)) \wedge \\ \dots \dots \dots \wedge (B d_n(p_1, p_2) \rightarrow A n_n(p_1, p_2))) \end{array}$$

この式において、等値記号の右側における多くの含意記号から成る式は、いわゆる法規範の可能な事例群を意味す

る。かくてレーディックにおいては、式(29)が先に述べた修正された「裁判官の三段論法」の式型(V)において(と)の行に置かれることになる。そうすることによって、この(29)という実質化の助けを借りて式(10)すなわち判決主文を論理的結論としてひき出すことができるのである。その論理的導出は次のように行なわれうる。⁽⁶⁰⁾すなわち、まず例化が行なわれる。

$$(30) \quad \Delta p_i ((Bd_i(p_i, p_2) \rightarrow \Delta n_i(p_i, p_2)) \leftrightarrow$$

$$\leftrightarrow ((Bd_{i1}(p_i, p_2) \rightarrow \Delta n_{i1}(p_i, p_2)) \wedge$$

$$\dots\dots\dots$$

$$\wedge (Bd_{in}(p_i, p_2) \rightarrow \Delta n_{in}(p_i, p_2))))$$

$$(31) \quad ((Bd_i(p_i, p_2) \rightarrow \Delta n_i(p_i, p_2)) \leftrightarrow$$

$$\leftrightarrow ((Bd_{i1}(p_i, p_2) \rightarrow \Delta n_{i1}(p_i, p_2)) \wedge$$

$$\dots\dots\dots$$

$$\wedge (Bd_{in}(p_i, p_2) \rightarrow \Delta n_{in}(p_i, p_2))))$$

さて具体的な法規範 ($1 \leq i \leq n$)

$$(32) \quad (Bd_{i1}(p_i, p_2) \rightarrow \Delta n_{i1}(p_i, p_2))$$

は次の式

$$(33) \quad (Bd_{i1}(p_i, p_2) \rightarrow \Delta n_{i1}(p_i, p_2))$$

と一致する。したがって式(11)および(29)から次の式が帰結される。

$$(34) \quad (Bd_i(p_i, p_2) \rightarrow \Delta n_i(p_i, p_2))$$

これは(27)式と一致する。したがってこの式と事実を表わす式(22)とから次の式が導出される。

$$(35) \quad \Delta n_i(p_i, p_2)$$

式(35)は式(10)と同一である。かくして、一定の具体的な事件における判決は、所与の法規ならびに具体化と事実からの論理的帰結として論証されるのである。

最後にわれわれは、レーディックによって提示された「具体化」の論理モデルを含めたところの裁判における正当化の推論全体の論理構造を表わす論理モデル——レーディック自らは明示しなかったが——を示しておくことにしよう。われわれは、これを次のような式型に整理して示すことができよう(この論理モデルを以下「RM」と略称する)。

$$\text{VII} \quad (11) \quad \Delta p_i \Delta p_2 (Bd_i(p_i, p_2) \rightarrow \Delta n_i(p_i, p_2))$$

(法規)

$$(26) \quad \Delta p_i \Delta p_2 ((Bd_i(p_i, p_2) \rightarrow \Delta n_i(p_i, p_2)) \leftrightarrow$$

(具体化)

$$\leftrightarrow ((Bd_{i1}(p_i, p_2) \rightarrow \Delta n_{i1}(p_i, p_2)) \wedge$$

$$\wedge (Bd_{i2}(p_i, p_2) \rightarrow \Delta n_{i2}(p_i, p_2)) \wedge$$

$$\dots\dots\dots$$

$$\wedge (Bd_{in}(p_i, p_2) \rightarrow \Delta n_{in}(p_i, p_2))))$$

$$(22') \quad Bd_i(p_i, p_2)$$

(事実)

$$(2) \quad \Delta n_i(p_i, p_2)$$

(判決)

四、レーディックの論理モデルの問題点とその検討

裁判における判決を正当化する推論では、法規の規範的意味内容の「具体化」が重要な役割を演じている、ということは第二章において明らかになったとおりである。そして、裁判の論理構造の解明は、この具体化の論理構造の解明にかかっている。前章において、われわれは、レーディックの行なった「具体化」の論理形式化の過程を詳細にみた。それでは、彼が最終的に提示した「具体化」の論理形式化、そしてその結果としての彼の論理モデルは、はたして裁判（における正当化の推論）の論理構造を適切に表現したものであろうか。これが本章において検討されなければならない。

彼の論理的証明過程には、われわれがその後を追って吟味して確認したように、論理的には誤謬はない。しかし、私は、少なくとも次のような諸点において、彼の「具体化」の論理形式化（論理モデル）にその問題性を見い出すのである。

まず第一の問題点は、彼においては、その「具体化」——彼の用語に従って言えば「実質化」——が法規と等値記号で結びつけられている点である。すなわち、「具体化」が法規（の論理式）を左件とし、その「具体化」（の論理式）を右件として両者が等値記号で結ばれている形で論理定式化されているという点である。彼は、「具体化」を、いわば法規の定義として提示しているのである。しかしながら、私は、このことによって次のような困難が生じていると思う。すなわち、第一に、この場合、完全な定義項が必要となるが、それが困難であるということ、そして第二

に、これによって法の解釈および適用の硬直性が生じることになるということ、である。

等値の論理的性格にしたがえば、被定義項 (Definiendum) と定義項 (Definiens) は等値でなければならない。言い換えれば、後者は前者の内容を完全に記述しなければならない。したがって、もし具体化が、レーディックが行なったように、論理的には定義として形式化されるならば、定義項における「具体化」は、被定義項である法規の内容をあますところなく完全に記述しなければならないのである。「等値」の論理的性質からして、もし仮に、抽象的法規の下に「従属」すべき具体化された諸事例群のひとつが欠けるようなことがあれば、等値の関係はもはや成り立たないのである。法の解釈を通じて法規を具体化する際、法規の規範的意味内容を、その法規の下に従属すべき全ての事例の群を挙げるといって、常に完全に記述するということは極めて困難なことである。したがって、レーディックが法規の具体化を定義の形において、言い換えれば、具体化されるべき法規と具体化とを等値記号によって結びつけたということは、問題であるといわざるをえない。

法規の具体的意味内容を常に完全に具体化しようとするということは、先に述べたように単に困難であるというばかりではなく、不適切であり、また有害かつ危険ですらある。なぜなら、それを試みることによって、法および法適用の硬直化が生じるからである。というわけは、そういう仕方で行った行なわれた解釈は、次のように主張するであらうからである。当該の具体化が完全である、と。しかし、それは単に当ってはいない、ということのみならず、そのように主張することによって、当該法規について別の解釈が成立する可能性を排除してしまうことになるのである。それは法適用の硬直化をもたらすことになる。⁽⁸²⁾

レーディックの具体化の論理形式化（論理モデル）の第二の問題点は、彼が法律要件と法律効果を常に相互に関連

づけておこなう具体化のみを正しいと考えている、という点にある。すなわち、彼は、法律要件と法律効果を分離して具体化することを拒否しているのである。そこから、彼は、無数の、彼の言葉によれば、実質化された法律要件と実質化された法律効果がそれぞれ結びついたところの実質化された法規範を定立し、そしてそれらを連言で結んだ式を法規を表わす式と等値記号で結びつける、という論理形式化へと進んだのである。しかし、はたしてこのような法律要件と法律効果を常に結びつけて実質化することが、避けられないことなのであろうか。言い換えれば、法律要件を法律効果から分離して具体化することは、はたしてレーディックの言うように、全く不適切なのであろうか。

それゆえ、戻って、レーディックが法律要件と法律効果を分離した仕方で行なう実質化を拒否した理由を吟味し、はたして、彼の「具体化」の論理形式化は必然であったどうか検討することにした。

まず、式(28)に注目したい。この式自体は、彼がそこで行なった最初の具体化のアプローチの命題論理的表現としては正しい。彼は、この推論形式が論理的に妥当でないということ、したがって式「A→B」、すなわち、式(27)が導出されないということに基づいて、論理的観点から、それまでに行なった法律要件および法律効果の孤立した実質化の不適切であることを理由づけている。そして式(24)および(26)の形で具体化を拒否しているのである。彼は、一度は、式(27)が導出可能となるために、一方において、法規に定められた抽象的な法律要件と実質化された法律要件とを、他方において、法規に定められた抽象的な法律効果と実質化された法律効果とを、それぞれ等値記号で結びつける式(20)および(21)を考え、論理的に妥当な式(28)を構成する可能性を考えてみる。⁽⁶⁴⁾しかし、式(20)および(21)は、法適用の実際と一致しないという理由で、彼によって拒否される。⁽²⁰⁾を拒否する論拠として、彼は、前

述のように、法規に定められた軽い傷害とその実質化としての髪の手切は一致しないから、法規の法律要件とその実質化を等値記号で結びつけることは適切でないことを例としてあげる。⁽⁶⁵⁾(21)ならびに(28)を拒否する理由として、損害賠償に際しては、生じた損害の額に応じて損害賠償請求権の額かわるべきこと、その意味で法律要件と法律効果とはその具体化において、それぞれ結びついていべきであるということあげている。⁽⁶⁶⁾ここでレーディックがあげた第一の論拠は、法律要件の具体化を等値記号で表わすことの不適切さであり、その第二は、特に法律要件と法律効果の相互に結びついた具体化の必要性の主張をうらづける実例である。

レーディックの第一の論拠、すなわち、法律要件の具体化を等値で表わすことの不適切さの例自体は、一応もっともなことのように思われる。実質化された表現を実質化さるべき表現に含意記号で結びつける式、すなわち(21)を法律要件の具体化の基本的な論理モデルと解するのが妥当である。というわけは、等値で結びつけると、実質化された表現は実質化さるべき法規の法律要件を完全にあますところなく表現すべきことになるが、これを常に期待することは、前述と同様の理由で困難であるとともに危険である。別の実質化の可能性を認め、法の解釈に柔軟性を持たせるには、含意式が妥当である。この場合は、実質化された表現は実質化さるべき法規の法律要件の十分条件であり、他の実質化の可能性を排除していないからである。⁽⁶⁷⁾しかし、注意しなければならぬのは、等値で結びつくような実質化があり得ないわけではない、ということである。例えば、法律上の定義(有権解釈)の場合(民法第八五条など)がそれにあたる。少ないにはちがいないがそのような具体化もありうるのである。したがって含意式を法律要件の基本式とするも、等値の式による具体化を排除してしまうことは適切でないであらう。⁽⁶⁸⁾しかし、われわれが注目すべきは、法律要件の具体化が含意記号で表現されたとしても、式(27)の導出は可能である、ということである。次の式がそれ

を示す。

$$(28'') \quad ((C \rightarrow D) \wedge (A \rightarrow C) \wedge (B \rightarrow D) \rightarrow (A \rightarrow B))$$

(28'')は、論理的に妥当である。次の簡略表記法による検査がそれを示す。

$$\begin{array}{cccccccc} ((C \rightarrow D) \wedge (A \rightarrow C) \wedge (B \rightarrow D) \rightarrow (A \rightarrow B)) \\ + + + + + + + + \\ 737254635461323 \\ \downarrow \downarrow \downarrow \end{array}$$

段階7において矛盾があらわれた。ゆえに、吟味さるべき式は論理的に妥当である。検査終了。

式(28')は次のことを示している。法律要件が含意を用いて実質化される場合であっても、法律効果が等値を用いて実質化されるかぎり、式(27')は、導出されうる。

そこで次に、法律効果の実質化の問題に移ることにする。法律効果の実質化を法律要件の実質化と直接結びつけないで形式化することを可能にするところの、式(28')におけるような法規の定める抽象的な法律効果を実質化された法律効果と等値で結びつける形式化、すなわち、(28')は、適切である、と私は考える。というわけは、発生すべき法律効果は、法規の定めている法律効果の範囲を超えても、またそれより少なくともいけなから、実質化された法律効果は、実質化さるべき法規の定める法律要件と等値でなければならぬからである。法律効果の実質化は、この点にかんするかぎり、法律要件の実質化の場合——ここでは含意による形式化が基本式である——から区別さるべき

である。法律要件の場合は、実質化された法律要件は法規の定める法律要件の十分条件の形で定式化されたので不都合が生じない。なぜなら、具体的事態がそれを充足したときに法律効果は発生しうるからである。もちろん、この場合も、必要十分条件として(すなわち等値によって)実質化が定式化されうれば、それはそれで良い。しかし、常にそのような完全な実質化を期待することは、前述のように、無理であるのみならず危険であるので、人は十分条件の形で実質化で満足しなければならない場合が多いのである。これに対し、法律効果の実質化においては、それが行なわれるかぎり、実質化されたものは法規の定めている法律効果の必要にして十分なものではない。すなわち、両者の間には等値の関係が成立しなければならない。もしそうでなくて、法規の認めている効果以上あるいは以下のものが、すなわちそれ以上あるいは以下の法的制裁、または、権利や義務が与えられたりすると、法の適用は不正義をもたらすことになってしまうであらう。

右に述べたところで、レーディックによって問題とされたところの、式(28')が論理的に妥当でないことから生じる困難と、それに代る式(28'')における法律要件の実質化の等値記号による定式化の問題性とは、解消されたと思う。法律効果の実質化を等値で定式化し、法律要件の実質化の基本式を含意式——等値式の可能性を排除するものでない——として把握することによって、問題は解消するのである。そこで、最後に、レーディックの第二の論拠を吟味することにした。

法律要件と法律効果とが個々に結びついた形で法規を実質化することの必要性を理由づけるため、レーディックは、損害の額と損害賠償額とが対応すべきことを、その論拠として挙げている。この例は、容易に反駁しうる。この問題进行处理するためには、損害額に対応する額の賠償請求権が生じるという命題、言い換えれば、損害額と請求額と

は対応しなければならないという命題を、「具体化」の際の別の前提として当該正当化の推論に付加すれば充分である。⁽⁶⁾ 右の命題は、損害賠償請求権に関する法的な一般原則であり、あらゆる個々の事件にもそれが適用されるように、一般的前提として具体化の際に常に付加されるべきものである。これが付加されれば、レーディックの考えているように損害額と賠償額を一致させるためにそのような対応関係を事件の個々の特性に応じて具体化していく必要性はなくなるのである。レーディックの主張する仕方では具体化すると、事件の無数の多様性に従ってそのような具体化された規範を無数に定立しなければならない、もし仮に出来たとしても、その具体化は全体として非常に膨大で煩雑なものとなるであろう。したがって、いずれにせよ、右の例を処理するために、法律要件と法律効果が常に結びついて具体化されねばならない、とレーディックのように主張することは適切でない。もちろん、右のように述べることは、法律要件と法律効果とを結びつけた形で具体化自体が常に不可能あるいは不適切であるというのではない。

しかし、ここでわれわれは、レーディックのテーゼに関連して、もう一度次のことに注意しなければならない。すなわちもし、人が、法規範の規範的意味内容を、常に個々の実質化された法律要件と個々の実質化された法律効果との結びつきによって表現しなければならないとしたら、人は非常に多くの数の、ほとんど無限といってもよいくらいのそうした結びつきおよびそうした結びつきの表現(記号的表現をとるにしろあるいは日常言語的表現をとるにしろ)を必要とすることになってしまうであろう、ということである。こうした形式化の方法は、実際には、あまりにも複雑で、あまりにも射程範囲が広く、それゆえ目的合理的ではない、のみならず、不可能な場合すら多くあろう。思考経済の観点からしても、レーディックのこうした主張は、かならずしも適切であると言えないのではあるまいか。また、それは法の実際ともかならずしも一致するものではない。

法学ならびに法実務の実際において、人は、「媒介概念 (Vermittlungsbegriff)⁽⁷⁾」を用いる。たとえば、所有権とか、契約の効力といったものがそれである。それは、実際の法律要件と実際の法律効果との間にあり、この両者を相互に結びつけ、媒介する機能を有している。所有権の概念のこのような媒介概念としての役割は、アルフ・ロス (Alf Ross) の興味深い例『Tu-Tu』から出発したところの彼の権利概念の分析において示唆される。⁽⁸⁾ この媒介概念を、実際の法律要件と実際の法律効果の間に挿入することによって、非常に多くの複雑な両者の個々の結びつきを簡略化することができる。それは、思考経済に寄与するのである。同様の意味で、法規の具体化の場合においても、法律の実質化を法律効果の実質化から一応分離しておかない、まず実質化された法律要件が所与の事件によって充足されたとき、法規の定める法律効果が発生すべきこと、次いで法規の定める法律効果が発生すべきとき、その実質化された法律効果の発生すべきことを推論する推論構造が可能である。また、それはただ単に可能であるというばかりではなく、法実務における思考経済の要請からも必要である、と言えるのではあるまいか。

以上論及したところにより、レーディックの主張する法律要件と法律効果は常に相互に結びつけられた形で実質化されねばならないとする彼のテーゼ、ならびにそれに基づいた彼の具体化の定式化には、十分根拠のある理由があるとは言えない、ということになるのではあるまいか。

かくて、われわれは、裁判(における正当化)の論理構造に関して提出された、レーディックの具体化の論理形式化ならびにそれに基づいて構成されるべきところの彼の裁判における正当化の論理構造モデル (RM) を採用することとはできないのである。

五、裁判における正当化の論理構造モデル——吉野モデル——

それでは、裁判の論理構造はいかなるものとしてこれを把握すべきであるか。その基本的な論理構造は、いかなる論理モデルの形でこれが定式化されるか。以下において、私が最も妥当であると考えそのような論理モデルを提示し、これを吟味することにした。

私は先に、裁判における正当化の論理構造をひとつの論理式型で示した⁽²⁾。そこに、裁判の論理構造の形式化に関する私の基本的な考えと接近の方法、そしてその結果としての論理モデルが表わされている。まずこれを紹介することにした。

次の記号が次の表現のためにそれぞれ用いられる⁽³⁾。

$Tb(.)$: 法律要件 (T は法律要件 (Tatbestand) を充足している)

$Rf(.)$: 法律効果 (T に対して法律効果 (Rechtfolge) が発生する)

$Tb_{1n}(.), Tb_{2n}(.), Tb_{3n}(.), \dots, Tb_{in}(.)$: それぞれ第一段階の——法解釈学の学説や判例において——

実質化された (substituierten) 法律要件の要素

$Tb_{in}(.)$: 第二段階の——裁判官が具体的事件の解決のために行なう法の解釈において——実質化された法律

要件の要素

p : 当該法体系の受規者を表わす変項

p_i : 特定の受規者

裁判における正当化の論理構造は次の式型において示された。

Ⅷ (1'') $Ap(Tb(p) \rightarrow Rf(p))$

(法規)

(k_1) $Ap(Tb_{1n}(p) \vee Tb_{2n}(p) \vee \dots \vee Tb_{in}(p) \rightarrow Tb(p))$ (法解釈学または判例における法規の解釈命題)

(k_2) $Ap(Tb_{1n}(p) \rightarrow Tb_{1n}(p))$ (裁判官による具体的事件のための補助的解釈命題)

(s) $Tb_{1n}(p_i)$ (事実)

(3'') $Rf(p_i)$ (判決)

一九七六年に発表したこの論理モデルは原則としてなお妥当する、と私は考えている。しかし、この私の論理モデル(以下 Y_{M1} と略称する)はなお次の点で改良の余地があるように思われる。第一に、 Y_{M1} では二段階の具体化が示され、既に原理的に数段階の具体化が可能であることが示されているが、二段階以上の具体化をモデルのなかで明示した方がなおより望ましい。というのは、法の解釈においては、法律要件の二段階以上の具体化がおこなわれる場合がしばしばあるからである⁽⁴⁾。第二に、 Y_{M1} においては、法律効果の具体化の必要でない場合が想定されており、法律行為の具体化は論理定式化されていないので、これを論理モデルに取り入れることが必要である。というのは、法律効果の具体化も、とりわけ市民法においては、おこなわれる場合が多くあるからである⁽⁵⁾。そこで、右の二点において改良を加えた論理モデルを次に提示することにした。

次のような記号が次のような表現のために付け加えられる。

$Tb_{in}(.)$: 法律要件の n 段階の具体化

裁判における正当化の論理構造モデル

$Rf_n(\cdot)$: 法律効果の第一段階の具体化

改良された論理モデルは次のようになる (以下、このモデルを「Y.M.」と略称する)。

M	$(1'') \quad Ap(Tb(p) \rightarrow Rf(p))$	(法規)
	$(k_1) \quad Ap(Tb_{n1}(p) \vee Tb_{n2}(p) \vee \dots \vee Tb_{nm}(p) \rightarrow Tb(p))$	(法律要件の第1段階の具体化)
	$(k_2) \quad Ap(Tb_{n1}(p) \rightarrow Tb_{n1}(p))$	(法律要件の第2段階の具体化)
		
	$(k_n) \quad Ap(Tb_{nn}(p) \rightarrow Tb_{n-1n}(p))$	(法律要件の第n段階の具体化)
	$(Fk_1) \quad Ap(Rf(p) \leftrightarrow Rf_n(p))$	(法律効果の具体化)
	$(s') \quad Tb_{nn}(p_2)$	(事実)

$(3'') \quad Rf_n(p_2) \quad (\text{判決})$

右のモデルではn段階の法律要件の具体化が示されている。法律効果の具体化は第一段階にとどめられている。法律効果に関しても数個の段階の具体化も理論的には可能であろう。そのような具体化のための論理式は法律要件のそれと同様にして表示することができよう。しかし、法律効果に関する段階をおった具体化は、法律要件のそれと異なつて法適用の実際にはほとんどみられない、と思われるので第一段階の論理的形式化のみ、右のモデルでは表現したのである。

右の式型において示された裁判における正当化の推論は、論理的に妥当である。すなわち、判決 $(3'')$ は法規 $(1'')$

および「具体化」 $((k_1) \dots (k_n))$ および (Fk_1) ならびに事実 (s') からの論理的導出として証明される。法規ならびに付加前提としての法規の具体化が「妥当する」「正しい」あるいは「効力ある」とされ、事実が認定されるならば、これらからの論理的導出としての判決もまた妥当する(「正しい」あるいは「効力ある」とされる。この意味において判決は正当化されるのである。右の推論式型「Y.M.」が論理的に妥当であることの証明は、法律要件の三段階の具体化がなされる場合を例にとれば、次のようにして行なわれよう。

1.	$Ap(Tb(p) \rightarrow Rf(p))$	
2.	$Ap(Tb_{n1}(p) \vee Tb_{n2}(p) \vee \dots \vee Tb_{nm}(p) \rightarrow Tb(p))$	
3.	$Ap(Tb_{n1}(p) \rightarrow Tb_{n1}(p))$	
4.	$Ap(Tb_{n1}(p) \rightarrow Tb_{n1}(p))$	
5.	$Ap(Rf(p) \leftrightarrow Rf_n(p))$	
6.	$Tb_{nn}(p_2)$	
7.	$Tb(p_2) \rightarrow Rf(p_2)$	
8.	$Tb_{n1}(p_2) \vee Tb_{n2}(p_2) \vee \dots \vee Tb_{nm}(p_2) \rightarrow Tb(p_2)$	
9.	$Tb_{n1}(p_2) \rightarrow Tb_{n1}(p_2)$	
10.	$Tb_{n1}(p_2) \rightarrow Tb_{n1}(p_2)$	
11.	$Rf(p_2) \leftrightarrow Rf_n(p_2)$	
12.	$Tb_{nn}(p_2)$	

$\therefore Rf_n(p_2)$

- 1, U.I.
- 2, U.I.
- 3, U.I.
- 4, U.I.
- 5, U.I.
- 10, 6, M.P.

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| 13. $Tb_1(p_2)$ | 9, 12, M.P. |
| 14. $Tb(p_2)$ | 8, 13, D.M.P. ^(7a) |
| 15. $Rf(p_2)$ | 7, 14, M.P. |
| 16. $Rf_1(p_2)$ | 15, 11, E.R. |

そこで、右の私の論理モデル (Y_{M_1}) および Y_{M_2} ——両者を総称するため Y_M を用いることにする) がレーディックの論理モデルとの点で異なり、したがってどの点で特色を有するか、両モデルの長所短所を比較検討することにした。

「RM」と「 Y_{M_1} 」および「 Y_{M_2} 」の第一の相違点は、「RM」においては「具体化」——レーディックの用語に従って厳密に言えば「実質化」——において、具体化された個々の法規範の総体が具体化されるべき法規と等値によって結びつけられているのに対し、「 Y_M 」においては、「具体化」は裁判における正当化の全推論の中にそれ自体が前提として付加されている、という点である。そこでは法規とその具体化とを等値記号で結びつけることは行なわれていない。^(7b) この違いの意味するところは大きい。すなわち、「RM」においては、具体化されるべき法規と具体化とが等値記号で結びつけられることによって、第四章で検討したように、具体化の完全性が要求されるが、それはほとんど不可能であるのみならず、概念法学と同様の法秩序の完結性というドグマが無意識に主張せられ、法適用の硬直性がもたらされることになる。これに対し「 Y_M 」においては、具体化は法規にひとつの前提として付加される——法規とあいまって全体としていわゆる生きた法を含意することになるのであるが——ので、それ自体別の種類の具体化を排除するものではない。すなわち、当該事件解決のためには、当該事件の解決のために必要な限りでの具体化で十

分であり、当該法規範のあるべき規範的意味内容のすべてを具体化する必要はなく、可能な具体化のひとつがあげられるだけで十分である。別の具体化の可能性は潜在的に承認されているのである。「 Y_{M_1} 」および「 Y_{M_2} 」におけるような具体化は、「RM」のように不可能を強いたり法適用の硬直化をもたらすことなく、法適用の実際にも含致するのである。

「RM」と「 Y_M 」の相違する第二点は、前者においては段階をおった具体化が顧慮されていないのに対し後者においては、それが承認され、論理形式化されているという点である。

「RM」と「 Y_M 」とくに「 Y_{M_2} 」との違いの第三は、前者においては法律要件の法律効果から分離された具体化(実質化)がみとめられておらず、法律要件の実質化は常に法律効果の実質化と個々に結びついているのに対し、とくに「 Y_{M_2} 」においては法律要件の具体化を法律効果の具体化から一応分離して行なう可能性が認められている、という点である。^(7c)

右の第二および第三の点に関して両モデル詳細に比較し、「 Y_{M_1} 」および「 Y_{M_2} 」の「RM」に対して秀れているところを明らかにしたいと思う。

まず第二の点であるが、「 Y_M 」において法律要件の段階をおった具体化が認められているが、それは右の第三の点にかかわっている、すなわち、法律要件の具体化を法律効果の具体化から分離しておこなうことによってそれが可能となっている、ということに注意すべきである。これに対し、「RM」においては、実質化された法律要件と実質化された法律効果の個々の結びつきにおいて具体化が遂行されるため、そのような段階を追った具体化(実質化)をそこに取り入れることは、その論理定式化が非常に複雑なものとなり、実際にはほとんど不可能である。法の適用に際し

では、具体的事実が法規の定める法律要件を充足しているか否かのいわゆる包摂判断がなされるが、その際必要な法規と事実を架橋するための具体化は、法規の抽象性と事実の具体性の間の間隔がかなり隔っているため、通常数段階の具体化を必要としている。⁽⁹⁾「Y.M.₂」においては、そのような段階を追った具体化が法適用の実際に適合して表現されている。

第三の点に関しては、既に前章において、とくに、法律要件の具体化を法律効果の具体化から分離しておくことが可能であること、そしてそれは目的合理性の観点からも、また思考経済の要請からも必要であることが論じられた。ここでは、なお次のことを指摘しておきたい。

「RM」のように法律要件と法律効果とを常に結びつけて具体化していくと、具体化された法律要件の充足によっては、それと結びつけられた具体化された法律効果の発生のみが論理的に帰結され、他の具体化された法律効果を発生せしめる可能性は排除されてしまうことになる、ということである。したがって、いったん具体化が定立されると、裁判官は、その具体化に従って、当該事件に対して発生せしむべき具体化された法律効果を必然的に適用しなければならなくなる。そうすることによって、「RM」においては、いったん全体としての具体化が設定されると、裁判官の法律効果に関する選択あるいは裁量の余地が認められなくなってしまふのである。「具体化」は実定法解釈学の学説や判例のなかでもおこなわれるが、そこにおいては一定の見解の一致というものがみられる。一方において、もし、「RM」のような仕方の「具体化」がそれらにおいて可能であるとする、裁判官は、いったんそうした見解の一致した「具体化」を採用すると、前述の理由から彼は法律効果について選択あるいは裁量の余地がなくなるのである。それを採用しないとすると、裁判官は、そのつど、自らそうした詳細な「具体化」の新たな体系を構築しなければならなくなる。それは思考経済上大変なことである。

翻って考えると、「RM」のような仕方の「具体化」が要求されると、それはあまりに具体性・個別性をもちすぎているが故に、もはや学説や判例における一般的な見解の一致というものは得がたいということに気づく。同意が得られるのは、その「具体化」がなお抽象性を有している場合である。したがって、抽象性の高いものから具体性の高いものへと段階を追った「具体化」が、見解の一致を得るためにも適切である、ということになる。抽象性の高く具体性の低い段階において見解の一致を認め、抽象性の低く具体性の高い段階においては強いて見解の一致を求めず、むしろ裁判官の選択あるいは裁量の余地を残しておくことができるのである。この意味で、「Y.M.₂」モデルにおいては、法律効果の具体化が法律要件のそれから分離しておくことができるのである。この意味で、「Y.M.₂」モデルにともに、法律要件の具体化の進展にかかわらず、法律効果を一定の抽象的レベルに留めておくことが可能になり、それによって見解の一致ならびに同時に裁判官の選択の余地が得られるようになっていく。一方、法律要件に関しては、できるだけ詳細な具体化の可能性を残すとともに、他方その法律要件の充足から生じる法律効果に関しては、裁判官に一定の範囲内で選択の余地を認める「具体化」こそが、法適用の実際にも一致するし、結局、具体的事件の実情に即した、実質的により正義にかなった法的決定へ到達することをより可能にする方法ではあるまいか。

以上の意味において、私の提示する裁判における正当化の論理構造の分析のための論理モデルは、レーディックのそれと比較して、相違し、そしてまた長所を有していると、私は考えるのである。

六、むすび

前章において、本稿の最終目的であった、少なくとも現在の時点において私が最も正しいと考えるところの、裁判における正当化の（推論）の基本的な論理構造を表わす論理モデルが提示され、レーディックの論理モデルとの比較においてその理由づけおよび評価がなされた。もちろん個々の具体的な裁判がこのモデルどおりの論理的構造を実際有しているという保証はない。しかし、本稿で提示されたモデルは、裁判の論理構造の基本を示すものとして、個々の裁判における正当化の推論の論理分析に際して常にそこに対比すべき典型としてその役割を演じることが期待されているのである。これとの対比において、個々の裁判の推論の特殊性もまた明らかになるところである。

最後に、本稿の裁判の構造分析の論理モデルが、とりわけ法学方法論に対して有する意義および効果を示唆するとともに、このモデルに基づいて今後検討すべき課題を述べることによって、本稿を結ぶことにしたい。

本稿において提示せられたモデル（ Y_{M_1} ）および「 Y_{M_2} 」において、法規と事実との間を架橋する「具体化」の論理構造が示されたので、人は、従来ともすれば事実の法規への包摂として片づけられていたところの、法適用における最も重要な推論の内部構造を把握することが可能になった、という点がまず指摘されるべきであろう。これによって、法学とりわけ法解釈学の方法論における実り豊かな研究と論議の出発点が与えられている。というわけは、法の解釈あるいは法の適用は、従来の法学方法論においても「法規と事実の間を行き来して考察する思考過程（ständige Wechselwirkung, ein Hin- und Herwandern des Blickes）」⁽⁶⁷⁾あるいは「法規と事実とを「対応関係」にもち込んでいく（In-die-Entsprechung-bringen）」⁽⁶⁸⁾の思考から成るものとして正当にも述べられてきたが、その思考過程

は、右の裁判における正当化の推論の論理モデルに基いてみれば、少なくともひとつの側面においては、抽象的法規と具体的事実を架橋する段階を追った具体化の命題の定立の作業、あるいは、それと関連する作業とみることができ、したがって、各段階の具体化がいかにして定立されるかという問題として右の思考過程の解明の具体的課題が与えられることになるからである。その課題は、さらに次の二つの課題にこれを分けることができる。それは、一方において、各段階の具体化の正当化の問題、すなわち、その正当化がいかなる仕方において、いかなる限度において遂行されうかという問題として現われる。それは、他方において、各段階の具体化における法的決定の問題、すなわち、具体化の正当化の際に要する前提自体は最終的には論証によってではなくて、決定によって定立されるのであるということに鑑みて、法的決定自体がいかなる仕方であり、より正確に言えば、いかなる論理構造をもった推論によって遂行されるかという問題として現われるのである。その際、各段階の具体化は、それぞれ独立した過程としてみなされるべきか、それとも全段階が一連の相互に関連した思考過程として把握され、そのようなものとして最終的な法的決定に到達する過程が全体として分析されるべきかが、あわせて検討されなければならないであろう。こうした問題に接近し、その解決を試みることは、その一部はすでに行なったところでもあるが、稿を改めて別の機会にこれを行うことにしたい。

裁判における正当化の推論の論理構造のモデルは、法解釈学としての個々の実定法学にも寄与するところがあると思われる。というわけは、法解釈学の課題は将来起りうべき具体的な個々の事件のために法規の規範的意味内容を「具体化」することに他ならないから、「具体化」の論理構造が明らかにすることによって、法を解釈する者は自己の思考の構造と目的および課題を良く自覚することができるようになるからである。それによって彼の作業はより目的にかなったものとなりうるであろう。

裁判の実際においても、右の論理モデルは次のような効果をもちうるであらう。すなわち、判決理由において判決を正当化する際には、法規と事実とを架橋する付加前提としての「具体化」の諸命題を定立すること、ならびに判決を法規と事実とそうした付加前提としての「具体化」からの論理的導出とし証明することが可能であることが明らかになり、かつその論理構造が明らかとなれば、裁判官は、それを意識して判決理由をより適切に構成することが可能となるのである。同様の意味において、この論理モデルは、判例批評の際にも役立ちうるであらう。

裁判の構造分析の論理モデル（ Y_M ）は、本稿ではあくまでもひとつの論理モデルとして、抽象的レベルで提示されかつ吟味された。はたして本稿のモデルが、法適用の実際を正しく反映したものであり、個々の判決理由の分析のための典型として実際に有効に機能しうるか、それを裏づけるためには、このモデルを個々の具体的な判決に適用し、その論理分析を通じてこのモデルの妥当性と有効性を吟味かつ確認することが必要であろう。そのような試みを私は、本稿に続く次の課題としてこれを行いたいと思っている。

注

- (1) Vgl. Yoshino, H., Die logische Struktur der Argumentation bei der juristischen Entscheidung, Beitrag zum international Symposium in Helsinki vom 10—12 Dezember 1979 über "Argumentation in Legal Science", in: Rechtstheorie Bf/2, 1980 (in Druck), 1. Kapitel. なお、ワッサーーストローンは正当化の論理と発見の論理という区別をいう。⁹ Cf. Wasserstrom, R.A., The Judicial Decision, Stanford 1961, p. 27.
- (2) 裁判における法的決定にいたる過程の推論の論理構造の分析は、私の前掲論文参照。
- (3) 本稿注(23)および(24)参照。
- (4) 正当であるというのは、私の見解によれば、第二章で明らかにされるというのであるが、裁判の正当化の論理構造はこのよ

うな單純な三段論法として把握さるべきでないからである。ここで「不当にも」というのは、本稿で明らかにされるように、裁判の論理構造を詳細かつ正確に分析するならば、少なくとも正当化の過程においては、論理的演繹の構造は妥当するのであり、したがって裁判における論理の役割を、この見解は、正当にみていないからである。

- (5) 法統論の手法に基いてつづらねた、しかし法適用の論理構造のすべれた分析を提供してつづらねた例外的 English, Karl, Logische Studien zur Gesetzesanwendung, 2. Aufl, Heidelberg 1960 p. 469°
- (6) Frege, G., Begriffsschrift, Halle 1879.
- (7) Vgl. Bochenski-Menne, Grundriss der Logik, Paderborn 3. Aufl. 1965, S. 11f.
- (8) Klug, U., Juristische Logik, 3. Aufl. Berlin-Heidelberg-New York 1966, S. 47ff.
- (9) ルゲン・ローネマンの著作 (本稿注(9)) の中で、その著者の「ロギック・システム」の著者、R. Schreiber, R., Logik des Rechts, Berlin-Göttingen-Heidelberg 1962, S. 24ff. Wroblewski, Legal Syllogism and Rationality of Juridical Decision, in Rechtstheorie 5 (1974), S. 33ff. Yoshino, H., Zu Ansätze der juristischen Logik, in: Tammelo, L., u. Schreiner, H. (Hrsg.), Strukturierungen und Entscheidungen im Rechtsdenken (Winkler, G., (Hrsg.), Formungen aus Staat und Recht Bd. 43), Wien-New York 1978, S. 263ff. Alexy, R., Theorie der juristischen Argumentation, Frankfurt am Main 1978, S. 273ff. 本稿の脱稿後の著作が公開されたが、本稿の著者の「法統論」の著者、H. J. Trapp, R., Richterliche Innovation-Begriff und Begründbarkeit, in: Harenburg, J. (u.a. Hrsg.), Richtlicher Wandel durch richterliche Entscheidung, Darmstadt 1980, S. 83ff. Koch, H.J., Das Frankfurter Projekt zur juristischen Argumentation: Zur Rehabilitation des deduktiven Begründens juristischer Entscheidungen, in: ARSP Beiheft Neue Folge Nr. 14, S. 59ff. Alexy, R., Die logische Analyse juristischer Entscheidungen, in: ARSP Beiheft Neue Folge Nr. 14, S. 181ff.
- (10) Redig, Jürgen, Die Theorie des gerichtlichen Erkenntnisverfahrens – Die Grundlinien des zivil-, straf- und verwaltungsgerichtlichen Prozess, Berlin-Heidelberg-New York 1973.

- (11) Vgl. ebenda, Vorwort.
(12) レーディックの論理形式化を一応紹介しながら、同書を批判している例外は、Roddingen, H. u. Falke, C., Das Rechts-

裁判における正当化の論理構造モデル

- verfahren; Dressur und Diskurs?, in: Datenverarbeitung in Steuer, Wirtschaft u. Recht, 2 (1976), S. 34-42 以下を「*同批評*」で、ローティマンの論理形式化の後を踏めるもの。その法廷論理の重要な批評は、彼の論理形式化の前提からなっており、彼の法廷法廷主義の重要な問題が法廷法廷主義の重要な問題であることが、彼の論理形式化の前提からなっている。
- (11) Vgl. Rödig, J., ebenda, S. 10 u. S. 133-147.
- (14) 法廷法廷主義の論理形式化の前提を踏めるもの。Yoshino, H., Über die Notwendigkeit einer besonderen Normenlogik als Methode der juristischen Logik, in: Klug, H., Ramm, Th. u. Schmiedel, B. (Hrsg.), Gesetzgebungstheorie, Juristische Logik, Zivil- und Prozedurrecht (Gedachnisschrift für Jürgen Rödig), Berlin-Heidelberg 1978, S. 140f.
- (15) Wright, G.H. von, Deontic logic, in: Mind, 60 (1951), p. 1-15; Reprinted in Logical Studies, Routledge and Kegan Paul, London 1957, p. 58-74.
- (16) 義務論理形式化の前提を踏めるもの。Tammelo, I., in: 現代の法哲学理論 1-13頁以下。平良・吉田「法廷論理の意義とその問題点」『法廷法廷』第四五巻第七号(1972)以下。義務論理形式化の体系的説明を、その前提からなっている。
- (17) ドン・マヌエル・ロディグの「*参照*」Weinberger, O., Rechtslogik, Wien-New York 1980; dersb., Studien zur Normenlogik und Rechtsinformatik, Berlin 1974, insbesondere S. 1-21; Weinberger, Ota u. Christiane, Logik, Semantik, Hermeneutik, München 1979, S. 96-135; dersb., Bemerkungen zu J. Rödig's, Kritik des normlogischen Schließens, in: Thery and Decision 3(1973), p. 311-317.
- (20) Vgl. Rödig, J., Über die Notwendigkeit einer besonderen Normenlogik als Methode der juristischen Logik, in: Mainhofer, W., Weinberger, O. (Hrsg.), Rechtstheorie als Grundlagenwissenschaft der Rechtswissenschaft, (Jahrbuch für Rechtssoziologie und Rechtstheorie, Bd. 2(1972)), S. 163-185; dersb., Logik und Rechtswissenschaft, in: Grimm, D. (Hrsg.), Rechtswissenschaft und Nachbarwissenschaften, 2. Band, 1976, S. 53-79. 法廷論理形式化の前提を踏めるもの。
- (21) Yoshino, H., Über die Notwendigkeit einer besonderen Normenlogik als Methode der juristischen Logik, in: Klug, U., Ramm, Th., Rittner, F., Schmieer, B. (Hrsg.), Gesetzgebungstheorie, Juristische Logik, Zivil- und Prozedurrecht (Gedachnisschrift für Jürgen Rödig), Berlin-Heidelberg 1978, S. 140-161.
- (22) Weinberger, O., Kann man das normlogische Folgerungssystem philosophisch begründen? — Überlegung zu den Grundlagen des juristischen Folgens —, in: ARSP. Bd LXV/2 (1979), S. 161ff., insb., S. 177-188.
- (23) Vgl. Yoshino, H., op. cit.
- (24) Yoshino H., Zu Ansätzen der juristischen Logik, in: Tammelo I., u. Schreiner, H., (Hrsg.) Strukturierungen und Entscheidungen im Rechtsdenken (Winkler, G., (Hrsg.) Forschungen aus Staat und Recht Bd. 43), S. 277-284., insb. S. 282ff.
- (25) Vgl. Rödig, J., Die Theorie des gerichtlichen Erkenntnisverfahrens — Die Grundlinien des zivil-, straf-, und verwaltungs- gerichtlichen Prozess, Heidelberg — New York 1973, S. 163.
- (26) Vgl. Stammler, R., Theorie der Rechtswissenschaft, Halle 1911, S. 656ff., 2. Aufl. 1923, S. 399ff. 法廷法廷主義の前提を踏めるもの。法廷法廷主義の前提を踏めるもの。Vgl., Heck, Ph., Gesetzesauslegung und Interessenjurisprudenz, 1914, S. 89. Neudruck in: ders., Das Problem der Rechtsgewinnung, Gesetzesauslegung und Interessenjurisprudenz, Begriffsbildung und Interessenjurisprudenz, Bad Homburg v. d. Höhe-Berlin-Zürich 1968, S. 83; Biering, E. R., Juristische Prinzipienlehre IV, Neudruck Aalen 1961, S. 71.; Binder, J., Rechtsbegriff und Rechtsidee, Leipzig 1915, S. 260ff., Somlo, F., Juristische Grundlehre, Leipzig 1917, 2. Aufl. 1927, S. 395; Sauer, W., Juristische Methodenlehre, Stuttgart 1940, Neudruck Aalen 1970, S. 11, u. 560.
- (27) Cf., Tammelo, I., Outlines of Modern Legal Logic, Wiesbaden 1969, p. 19f.
- (28) Klug, U., op. cit., S. 47ff.
- (29) Vgl., Yoshino, H., Über die Notwendigkeit einer besonderen Normenlogik als Methode der juristischen Logik, in: Klug, U., Ramm, Th., Rittner, F., Schmiedel, B. (Hrsg.), op. cit., S. 145.
- (28) Vgl., Klug, U., op. cit., S. 178 u. S. 55ff.
- (29) この注意すべきは、この形式化の方法では、規範的要素が述語記号のなかに含まれて表現されている。このように、この形式化の方法では、従来の述語論理による法規範の記号化と規範的推論の計算化とが可能になる。

- (30) 小文字の下つきのアルファベット「a」は、具体的な (konkret) 対象を示すためにここで用いられる。
- (31) 参照、川島武宜「法的コミュニケーションにおける記号的技術」川島編『経験法学の研究』五二頁以下。
- (32) 参照、澤海純一『新版・法哲学概論』一四一頁。
- (33) 参照、上原行雄「判決過程における法言語の論理と意味」川島編前掲書八六頁以下。
- (34) 参照、大判明四五・六・二〇、刑録一八八九五以下。
- (35) 参照、最決四三・四・二二、刑集一一・三九八以下。
- (36) English, K., Einführung in das juristische Denken, 5. neu bearbeitete Aufl. 1956, S. 55.
- (37) Ebenda, S. 56.
- (38) Vgl. Larenz, K., Methodenlehre der Rechtswissenschaft, 3. Aufl., S. 255.
- (39) Vgl. Rödig, J., op. cit., S. 173.
- (40) Vgl. Larenz, K., op. cit., S. 257ff; Vgl., English, K., Logische Studien zur Gesetzesanwendung, Heidelberg 1960, S. 16ff.
- (41) Vgl., English, K., ebenda.
- (42) Rödig, J., op. cit., S. 163-164.
- (43) 裁判の構造と論理の展開について、彼の基本論文「Vgl., Rödig, J., ebenda, S. 3ff.
- (44) Ebenda, S. 168ff.
- (45) Vgl., ebenda, S. 168.
- (46) Rödig, J., ebenda, S. 173; vgl., English, K., op. cit., S. 3; vgl., Biering, E. R., Juristische Prinzipienlehre, Bd. IV, Tübingen 1911, S. 3ff.; Sauer, W., Juristische Methodenlehre, Stuttgart 1940, Neudruck Aulen 1970, S. 20f.
- (47) 以下の各式の前にならわれる番号は、読者が本稿に基づいてレーディックの著作を検討されるときに便宜のために、原則として彼の著作にならうて与えられているものと同じ番号を使用する。その結果、本稿の論理式の番号の順番に間隔があいつる場合があることに注意された。

- (48) Rödig, J., op. cit., S. 173.
- (49) Ebenda, S. 173.
- (50) Ebenda.
- (51) English, K., op. cit., S. 17.
- (52) Rödig, J., op. cit., S. 173-177.
- (53) 本図の作成に際しては、レーディック——フォルケの図を大いに参考にした。Vgl., Rödig, H. u. Falke, C., op. cit., S. 36.
- (54) 簡略表方法は法的推論の論理検査に便利な方法である。簡略表方法については、参照、I・タンメロ (平良・吉野一訳)『法論理学の原理と方法』東京一九七一年 (愛知通信社) 一一一頁以下。Vgl., Tammelo, I., u. Schreiner, H., Grundzüge und Grundverfahren der Rechtslogik, Bd. I, Pullach bei München 1974, S. 30-35; Tammelo, I., Modern Logic in the Service of Law, Wien-New York 1978, S. 50-54. 上の図は法的推論の分析にだけ使用した。
- (55) Tammelo, I., u. Moens, G., Logische Verfahren der juristischen Begründung, Wien-New York 1976.
- (56) Vgl., Rödig, J., op. cit., S. 175.
- (57) Vgl., ebenda.
- (58) Ebenda, S. 175.
- (59) Ebenda, S. 176.
- (60) Ebenda, S. 177.
- (61) レーディックは(22)を挙げたのみである (vgl., ebenda, S. 175) が、具体的事実を表わす式としては、例化された式(22)が適切である。

(62) それは法規の完結性を主張したいいわゆる概念法学と同じ結果をもたらすことになる。概念法学は、ときどき誤解されるように論理的であったのではなく、擬似論理的であった。すなわち、法規からの論理的導出のように自らを主張するか、あるいは、そのように誤解されたが、それは、全く論理的ではないのである。法規の規定する内容は抽象的かつ一般的である

が、個々の事件に関する法的決定の内容は具体的・特殊のたゞなるを得ない。抽象的・一般的命題から具体的・特殊の命題を直接論理的に導出することは不可能である。参照「吉野一」『正義と論理——正義推論における演繹的方法の役割』法哲学年報一九七四年『正義』三八頁一六八頁。

- (63) Vgl. Rodig, J., op.cit., S. 175.
- (64) Ebenda.
- (65) Ebenda.
- (66) Ebenda, S. 176.
- (67) 私は、先に法律要件の具体化を含意式で表わすこと (Vgl. Yoshino, H., Zu Ansätze der juristischen Logik, in: Tammelo, I., u. Schreiner, H., (Hrsg.), Strukturierungen und Entscheidungen im Rechtsdenken (Winkler, G., (Hrsg.), Forschungen aus Staat und Recht Bd. 43), S. 283.) を論理的に基本とする (Vgl. Alexey, R., op. cit., S. 278.)。
- (68) Vgl. Alexey, R., ebenda.
- (69) そのような付加前提の論理形式化は、ここではおこなわないこととする。
- (70) この用語は私の命名による。
- (71) Vgl. Ross, A., On Law and Justice, Berkeley & Los Angeles 1959, p. 170ff.
- (72) Yoshino, H., op. cit.
- (73) 記号的表現は、本稿における統一性を維持するため、変更してあるが、内容的には先の論文と同一の論理式である。
- (74) 例えば、傷害罪に関する後述の最高裁判例をみても二段階以上の具体化を認めることができる (注(78)参照。二段階以上の法律要件の具体化を記号的に表現しているのは、参照「Alexey, R., op. cit., S. 279.)。
- (75) Vgl. Rodig, J., op. cit., S. 176.
- (75a) 「D.M.P.」が「Disjunktiver Modus Ponens」の省略記号である。これは「Modus Ponens」の含意式からなる第一の前提の前提が選言によって構成された複合式である。その複合式の要素式の二つが第二の前提としてあらわれるような論理的に妥当な推論。すなわち例えば次のような定理、を呼ぶためにここで使用される。

$$(A \vee B \vee C \rightarrow D) \wedge A \rightarrow D$$

- (76) 「Y₁」および「Y₂」においては、法規という大前提に付加された前提として、具体化が取り扱われているのである。同様のアプローチは、アレクセイにもみることができる。Vgl. Alexey, R., op. cit.
- (77) その他の相違点として、次の点を挙げることができる。第四に、「Y₁」においては、法律要件の複数の要素の具体化とその論理的結びつきが顧慮されている点である。諸要素の具体化が選言で結びつけられている場合は、それらのひとつが充足されれば法規の定めた法律要件が充足されたことになる。同一の法規に定められた法律効果を生じせしめるかぎりにおいて、異なった具体化された法律要件の諸要素はそれぞれ選言で結ぶことができる。それぞれの諸要素と当該法律に定められた法律要件とを結びつける具体化された法規範のおのおのを記述する必要がある。次の妥当な論理式がそれを示す。

$$(Tb_{1,j} \rightarrow R) \wedge (Tb_{2,j} \rightarrow R) \wedge \dots \wedge (Tb_{n,j} \rightarrow R) \rightarrow (Tb_{1,j} \vee Tb_{2,j} \vee \dots \vee Tb_{n,j} \rightarrow R)$$
 具体化された諸要素の各々が充足されねばならない時は、それらは選言で結びつけられるべきことになる。「R₁」と「Y₁」の相違する第五の点は、これは細い点であるが、「R₁」においては事実のところにくるべき論理式、すなわち(22)式の性格がかならずしもはっきりしないのに対し、「Y₁」においては、はっきりとした具体的な個別的な事実が表現されている(式(5)および(6))という点である(注(61)参照)。
- (78) 例えば傷害罪に関する次のような判例を参照。最高裁判昭和三十二年四月二三日第三小法廷決定(刑集一一一三九三)においては、暴行により胸部に疼痛を生じしめた被告の行為が刑法第二〇四条の規定する傷害に該当するか否か問題となったが、判決は傷害の概念について次のような仕方で三段階の具体化をおこなっている。

k1 「刑法にいわゆる傷害」→「生活機能に障害を与えること」

k2 「あまねく健康状態を不良に変更した場合」→「あまねく健康状態を不良に変更した場合」

k3 「暴行により胸部に疼痛を生じしめた」→「暴行により胸部に疼痛を生じしめた」

右の具体化の各表現にそれぞれ次のような記号を割り当てると

Vel() : 「・」は刑法にいわゆる傷害である」

Vel₁() : 「・」は生活機能に障害を与えることである」

Ves₂() : 「・」はあまねく健康状態を不良に変更した場合である」

裁判における正当化の論理構造モデル

裁判における正当化の論理構造モデル

$Vel_2(\cdot)$: 「・」は暴行によりその胸部に疼痛を生じせしめた」

次のように判決における各段階の具体化を論理式化することができる。

k1 $Ah(Vel_2(h) \rightarrow Vel(h))$

k2 $Ah(Vel_2(h) \rightarrow Vel_2(h))$

k3 $Ah(Vel_2(h) \rightarrow Vel_2(h))$

右の三つの段階の具体化を表わす式「k1」、「k2」および「k3」は「YM」モデルにおいては具体化を表わす式のところ(k_1, k_2, k_3)に入ることになる。

他の例として、毛髪の削去に関する大審院明治四五年六月二十日判決もまた同様に三段階の具体化をおこなっている(引用と論理分析は省略する)。

(79) 実際に、いくつかの段階の具体化が必要であるか、言い換えれば、どの程度まで法規の法律要件は個々の事件の具体的事実にその具体化を通じて近づけていくべきかは、一義的に答えることはできない。それはつとに法律要件の抽象性の程度と具体的事件の事実性との対応で相対的に決まるものであろう。しかし、いずれにせよ「 $Tb_n(a)$ 」—— a が n 段階の具体化された法律要件を充足するという判断——が困難なく、誰にも納得できるかたちで、すなわち、ことばの通常の用法や、法的常識や感覚に従って異論なく言える程度にまで具体化することが必要であらう。この問題については、本稿のもととなった東京法哲学会研究会(一九八〇年六月二十一日、於上智大学)における私の報告に対する嶋津氏の有益な御指摘に触発されたところが大きかった。特に、記して謝意を表したい。なお、同氏のテーゼによれば、もはや価値判断ではなく、事実判断——それについては、同氏によれば、前者と異なって真偽を問うことができる——と言えるところまで具体化することが必要であるし、それで充分である。しかし、「 $Tb(\cdot)$ 」が本質的に価値判断を含むとするならば、その最終的な具体化であるところの「 $Tb_n(\cdot)$ 」が価値判断の要素を排除することができるのか、という疑問がまず生じる。仮にこれが肯定されるとするならば、いったいどの段階で価値判断の要素がはいり、あるいはまた排除されるのか、という問題が生じる。あるいはまた、そもそも法的価値判断の要素を抜きにした法律要件の要素の実質化というものは、あり得るのであろうか。こうした問題は興味が尽きない。しかしいずれにせよ、このような問題の解明に際しては、そこに成立している推論の論理的に詳細かつ厳密な分析がなければ実り豊かな結果を期待することはできないであらう。

(80) English, K., op. cit., S. 15.

(81) Kaufmann, Arthur, Analogie und "Natur der Sache" Zugleich ein Beitrag zur Lehre vom Typus, Karlsruhe 1966, S. 29; auch abgedruckt in: ders., Rechtsphilosophie im Wandel, Stationen eines Weges, Frankfurt a. M. 1972, S. 272-320, S. 302.

(82) Yoshino, H., Die logische Struktur der Argumentation bei der Juristischen Entscheidung, Beitrag zum international Symposium in Helsinki vom 10.-12. Dezember 1979 über "Argumentation in Legal Science", in: Rechtstheorie Bf/2, 1980 (in Druck).

〈あとがき〉

本稿は、明治学院大学法律科学研究所の一九八〇年度の研究テーマのひとつである「裁判の構造の分析」の研究の第一歩であり、その基礎を構成するものである。この私の研究に様々な形でのご援助を賜わっていることにつき、共同研究者高梨正夫教授、同研究所所長林淳教授、同教授をついで所長となった大山俊彦教授、同主任酒田正敏助教授および所員の先生方ならびに研究所職員新倉ひろ子さんに謝意を表わしたいと思う。本稿をまとめるに際し、有能かつ献身的な手助けを下さった鈴木明美さんにも深い謝意を表わしたい。

ここで、本稿で私がその理論を取りあげ、また批判したユルゲン・レーディックについて、私の彼との思い出を中心として、少し紹介させていただきたいと思う。

私がユルゲン・レーディックと最初に出合ったのは、一九七五年五月の土曜日の午後であった。私は、当時、留学していたザルツブルクから汽車で約九時間の旅の後、ライン河畔のレーマーゲンに降り立った。レーマーゲンは第二次大戦で連合軍がそこに残っていたライン川最後の橋を渡ってライン右岸に達したところとして有名である。今日では橋脚だけが残っている。旅客

裁判における正当化の論理構造モデル

たちの間を縫って気ぜわしげに来る男が私の目にとまった。「レーディックだ」と直感した。ドイツ人としては比較的小柄でどこことなく神経質そうな印象を与え、しかし目は鷹のように鋭かった。彼は、私を自分の家に連れて行く途中、ライン川の船着き場に車を止めた。私はその目的が解らなかったが、彼といっしょに車を降りた。彼はライン川の上流左岸の方を指して私に言った。「ほら、あそこ白い大きなお城が見えるだろう。あれはフランス大使館のヴィラだ。その左手前に同じく白い建物が見えるだろう」。確かに薄もやの中にライン川に迫る急勾配の山の頂に白い大きな城（宮殿）が見えた。そしてその左手五百メートル程こちら側、山の中腹にそれより小さな建物が見えた。「あれが僕の家だ。これから、そこへお連れしよう」。案内された彼の家は、塔が三つもある三階建の、城のような大邸宅で、敷地はライン川の下岸から山の頂上まで何千坪あるか見当がつかなかった。

この彼との出会いは、象徴的であった。というわけは、そのうち、彼は、ことあるごとにその意外性とスケールの大きさとともに常私を揺り動かし圧倒したからである。

ユルゲン・レーディックは、当時、ドイツ連邦共和国（西ドイツ）はギーセン大学法学部の、年令三十二才の青年教授であった。彼は、フライブルク大学でF・リットナー教授の下で民法を学んだ後、特に法論理学を学ぶためケルン大学のU・クルーク教授の下に移り、同教授の指導の下で博士論文（Dissertation）『法学における二者択一的思考（Die Denkform der Alternativen in der Jurisprudenz, Berlin-Heidelberg-New York 1969）』をケルン大学に提出、さらに、訴訟法を研究して同大学で、私が本稿でも取り上げた教授資格論文（Habilitation）『裁判上の認識過程の理論——民事、刑事および行政訴訟の基礎』で教授資格を取得した。そして若年二十九才でギーセン大学法学部の民法、民事訴訟法、法理論および法情報学の正教授として招聘され、私が同教授と出会った時は、すでに約三年教授としてギーセン大学で研究と教育に従事していたのである。法学部で二十九才で正教授になるというのは大変珍しいことであり、教授の若さは私を大変驚かした。特に驚かせたのは、私が彼に出会った当時その若さですでに著書五冊、編著一冊そして多くの論文を発表していた点である。それらは、量が多いばかりで

なく、内容においても非常に秀れていた。彼は一方で、緻密な実定法の解釈論を、主として民事法の領域で展開するとともに、他方において数学的論理学を法領域に実際に適用することによって、法理論的探究に新軌軸を開きつつあった（なお、彼の業績目録は本稿の末尾に付録として載せることにする）。そのようなものとして、特に前述の博士論文および教授資格請求論文が妥当する。彼の長所は、一方において方法としての数学的論理学の知識および技術と、他方において実定法解釈学の知識および能力と、両者を十分に持ちあわせていたという点である。それがために、彼の法論理的な探究は、ともすれば従来の法論理学が法学家のための論理学の入門書に終っていたのに対し、実定法学者の興味を引きうるところの、また法理論の発達に大いに寄与するところの実用性あるいはその可能性を備えることができたのである。

レーディックの仕事においてさらに注目すべきは、彼がその数学的論理学の方法を、法解釈学あるいは法学方法論の領域を超えて、立法理論に導入しようとした点である。立法の段階においては、無矛盾性の確保、多義性の排除、自動化に向けられた法律案作成そして公理化等、数学的論理学の手法を有効に適用することが可能である。彼はこの点に目をつけ、数学的論理学の導入によって立法のための科学としての立法理論を展開しようとしたのである。しかし、彼の志は、立法理論を、単に数学的論理学を応用するものではなく、可能な様々な科学的方法を利用する立法の総合科学として確立しようとし、そしてそのために彼自身の研究を超えて、学際的かつ国際的共同研究を組織し発展せしめようとすることに及んでいた。彼のこの大志もまた私を驚かせ、圧倒したのである。彼はこの志を実現すべく、その前年の準備セミナーの後、一九七六年の八月末ボン郊外にある数学・情報処理協会（Gesellschaft für Mathematik und Datenverarbeitung）にあるビルリグホーヘン城で立法理論のための国際セミナーを開催したのである。全世界から約五十人の研究者を招き二週間にわたってひらかれたこのセミナーは、ドイツ立法理論の発達にとって歴史的な一ページを画するものであった。参加者には旅費宿泊費講演費等がドイツ政府の補助によって支払われたのであるが、これだけのものをその財政的裏付けをともなうて企画し実行することが、若年三十二歳の青年教授によってなされたということも、私にとっては全くの驚きであった。彼は、このように驚くべき政治力・行動力を持ち合わせていたので

あったが、もちろん、その学問的資質も驚嘆に値するものであった。彼の思考力の深さ、回転の早さ、新たな方法を導入することによって生じたその創造性と独自性の豊かさ、そして判断力の正確さ等に——それは論文を読んでも感じたことであるが——彼と実際に議論してみても一層、私は印象づけられたのであった。最後に、彼のいま一つの側面、その芸術的才能の豊かさについて、そしてそれに関連するある小さな出来事について触れておきたいと思う。

私が当初の予定にしたがって、レーディックの下での長期の研究のためギーセン大学に移ったのは、同じ年の九月中旬であった。私のギーセン到着の三日後に、レーディックは、彼の言葉によると「小さな私的歓迎演奏会」を催してくれた。夜の暗い教会堂で私を含めて僅か五人の聴衆を前に彼が演奏したバイオリンの小品二つと、ある讃美歌の旋律を主題とした自作の変奏曲であった。後者は実に美事で、絢爛というか壮絶というか、ダイナミックな変化と大量の音量で私を揺り動かし圧倒した。演奏会へ向う車中、「教授を首になれば作曲家として生活するんだ」と、彼が豪語していたのが、なるほどと思いついた。しかし後で知ったが、この曲のもとになった讃美歌は、死者の葬いの為のものであり、また演奏したバッハの小曲も死に関連するものであったという。彼は自分自身の葬いのために演奏をおこなったのである。

さて、最後のときも、レーディックはそのいつもの意外性で私を驚かしたのであった。一九七五年十月の上旬、ちょうどそれは、私がギーセン大学で彼の下で客人として研究を始めてから一ヶ月後であった。私は、レーディックの論敵、オタ・ワインベルガー——レーディックと彼との間には法論理学の方法に関して、法規範に特別の規範論理を適用すべきか、在来の数学的論理を適用すべきか、について有名な論争があったのである——をオーストリアのグラーツ大学に訪ねた帰途であった。この訪問の結果は私にとって喜ばしかった。というわけは、それまで自分にはなお踏み切れないものがあったのだが、ワインベルガーとの三時間余の論争を通じて、私はレーディックの主張が正しいという絶対の確信を得ることができたからである。「確かに、法論学の未来はレーディックと共にある」と私は思った。だから、ギーセンへの帰路、翌日から再び始まる彼と一語の研究生活、今後何十年も続くであろう学問上の協力関係をもって期待と喜びに私の胸はいっぱいであった。私は、大都市間の超特急「インタ

ーシティ」の豪華な食堂車の中で、車中で知り合った金髪の麗人とともにコニャックをかたむけていた。今後の学問的展開に対する私の期待と溢れ出る喜びを、私は彼女に語り続けずにはいられなかった。彼女は美しい微笑をもって聞き続けてくれた。私は幸福であった。私の人生のうちで最も美しい時間の一つだな、と思った。その時、私たちの会話を聞いていたらしい一人の紳士が私に話しかけてきた。「失礼ですが……」。それは、偶然乗りあわせていた、当時ギーセン大学の刑法のトリフター教授だった。彼は私に言った。「レーディックは死にました」私の受けた衝撃は筆舌に尽くし難かった。

誠に事実は小説より奇なりである、と思った。レーディックとともに学んでいく喜びと期待を語っている幸福の絶頂時に彼の死を告げ知らされるとは。次の瞬間、法哲学者エミール・ラスク——彼に私は大学院時代熱中したのである——が三十九歳で志願して第一次大戦で戦死したとき、その師リッケルトが慨嘆して言った言葉が思い出された。「ドイツ哲学希望の星落つ」まさに同じ言葉がユルゲン・レーディックの死とドイツ法学との関係にも妥当する、と私は思った。「ドイツ哲学希望の星落つ」まさに、彼だけがそれを初めて可能にすると思われたところの数学的論理学の適用による法哲学の革新と科学としての立法理論の展開というその壮大な計画は、その実現への第一歩がしるされたばかりであったのである。彼は三十三歳と一ヶ月でこの世を去った。

レーディックの葬儀は彼の自宅のあるレーマーゲンで行なわれたが、墓穴におろされた彼の棺を見て私は思った。もし彼に意識があるならば、墓穴の底から上を睨んで歯ぎしりしているに違いない。人生と学問の勇大な計画が実現され始めたばかりというのに、死なねばならぬとは。彼が意識をもっていたら感じていたであろう無念さが、私には痛いほど伝わってきた。そして、この日、私は彼の掲げた「数学的論理学による法哲学の革新」という松明を引き継ぐと決心したのである。

人の人生はどのように展開するか、まことに不思議な気がする。不可能ということばを知らぬかみにえたレーディックはもはや墓穴に横たわり腐敗を待つのみ。一方、私はこうして生きて、暮れゆくドイツ平原を見ながら走っている、と。葬儀の帰路、私が感じた不思議さは、その後も、それからずっと、そして本稿を書き終えた今もなお変わらない。私はギーセン大学で彼の講

義とセミナーを引き継ぐこととなった。私は、彼に代って彼の論敵ワインベルガーと激しい論争をすることとなった。私は法論理学の分野での彼の学問上の後継者と一部の人々には言われるようになった。「数学的論理学による法律学の革新」という松明を、私は、彼のときのように大きく輝いてはいないかもしれないが、細々とにしろ絶えず掲げて走り続けて来た。そして今、この論文において彼の理論を激しく批判することとなったのである。

学者は自分の屍を越えて行く弟子を持つことを最大の喜びとするものだと、今は亡き私の恩師が私の大学院時代によく言われたことを覚えている。私は彼の弟子ではなく、その研究所に一ヶ月という短い期間を過ごしをぬいた小さな客人にすぎなかったが、彼より教えられたものは大きかった。だから、私が、もし、本稿においてレーディックの理論から吸収すべきものを吸収するとともに、彼を正しく批判し、彼の論理分析モデルよりもより良い論理分析モデルを提示することができた点があるとしたら、極めて短い期間ではあったけれど彼より受けたところの多くの学恩に対して、多少なりとも報いることができたと言うことができると思う。

彼より得たところのものは、非常に多くあるが、次の二つは特に記したいと思う。第一は、大志を抱くということである。人の将来はいかに大きく考えるかにかかっているということを、私は、彼を通じて齡三十半ばにして実感として知ることができた。以来、努めて自らそうあらうと努力している。第二は、数学的論理学の直接適用による法律学の革新、という幻である。私もこの幻をめざして、彼の屍を越えてひたすら走り続けて行きたいと思うのである。

右のような気持ちをこめて、私は本稿を彼の霊前に捧げたい。

〈付録〉 「ユルゲン・レーディック著作目録」

本業績目録は、レーディックの追悼論文集の公刊に際し、編者の一人で彼の親しい友人であった、B・シュミードル教授によ

って作成され、同追悼論文集の末尾に掲載されたもの（Klug, U., Ramm Th., Rittner, F., Schmiedel, B. (Hrsg.), Gesetzgebungstheorie, juristische Logik, Zivil- und Prozedrecht (Gedächtnisschrift für Jürgen Rödig), Berlin-Heidelberg-New York 1978, S. 394-396)を、同書の出版社シュプリンガー社の了解を得て転載するものである。レーディックの研究領域は、民法、訴訟法、刑法、法論理学、法情報学、法理論および法哲学と広範囲に及んでいる。各専攻分野別に業績を分類整理することを私は一度試みたが、各業績が、一方で論理的方法あるいは観点の応用の点で、他方で彼のそれに基づく法理論的関心の点で、各分野にわたることが多いので、それは不可能であると判明した。そこで、本業績目録の各業績の末尾のカッコ内に、次の省略符号に基づいて各業績がどの分野にまたがって属するか示すことにした。

- B : 民法 (Bürgerliches Recht)
- S : 刑法 (Strafrecht)
- P : 訴訟法 (Prozessrecht)
- L : 法論理学 (juristische Logik)
- G : 立法理論 (Gesetzgebungstheorie)
- R : 法理論または法哲学 (Rechstheorie, Rechtsphilosophie)
- I : 法情報学 (juristische Informatik)

一、著書

- (1) Die Denkform der Alternative in der Jurisprudenz. Berlin-Heidelberg-New York 1969. (L,R)
- (2) Bereicherung ohne Rechtfertigung durch Gesellschaftsvertrag. Berlin 1972. (B,R)
- (3) Die Theorie des gerichtlichen Erkenntnisverfahrens. Die Grundlinien des zivil-, straf- und verwaltungsgerichtlichen Prozesses. Berlin-Heidelberg-New York 1973. (L,R,P)

裁判における正当化の論理構造モデル

- (4) Das Recht aus dem Papier. Zugleich ein Beitrag zur Rechstellung des auf der Rückseite eines an eigene Order lautenden Wechsels an erster Stelle zeichnenden Dritten. Bielefeld 1973. (B)
- (5) Erfüllung des Tatbestandes des § 823 Abs. 1 BGB durch Schutzgesetzverstoß. Zugleich ein Beitrag zum Deliktsschutz verkorperter relativer Rechte. Bielefeld 1973. (B)
- (6) Ein Kalkül des juristischen Schließens. Lehrgangsunterlagen der Gesellschaft für Mathematik und Datenverarbeitung mbH Bonn (GMD Informatik-Kolleg), o.J. [1974], (nicht im Buchhandel). (L)
- (7) Grundkurs im Recht. — Unvollendet. Erscheint demnächst — voraussichtlich unter dem Titel "juristische Propädeutik" — in der Reihe "Enzyklopädie der Rechts- und Staatswissenschaft". (R)
- (8) Schriften zur juristischen Logik. Berlin-Heidelberg-New York 1980 (hrsg. von Bund, E., Schmiedel, B., Thielner-Meissen, G.). (L, I)

11 参考文献

- (1) Naturrecht oder Rechtspositivismus? In: Gedächtnisschrift für Jürgen Rödig. Berlin—Heidelberg—New York 1978, S. 369-393. (1965 im Rechtsphilosophischen Seminar von Alexander Hollerbach gehaltenes Referat). (R)
- (2) Haftung des Vermögensübernehmers mit dem übernommenen goodwill. In: JZ 1971, S. 208-213. (B)
- (3) Kritik des normlogischen Schließens. In: Theory and Decision 2 (1971), S. 79-93. (L)
- (4) Zur Alternativstruktur des juristischen Kausalitätsbegriffs. In: Rechtslehre 2 (1971), S. 100-103. (L, R)
- (5) Einige Bemerkungen zur Axiomatisierbarkeit juristischer Zusammenhänge anhand der kritischen Würdigung einiger Details aus Schreibers "Logik des Rechts" (1962). In: Logische Struktur von Normensystemen am Beispiel der Rechtsordnung. Referate und Protokolle der Arbeitsstagung im Deutschen Rechenzentrum Darmstadt, 1.-3. Oktober 1970; hrsg. von Dieter Rave, Hans Brinckmann, Klaus Grimmer, 1971, S. 25-30. (L, I, R, G)
- (6) Verbalis herkömmlicher Interpretationsmethoden zueinander. In: Paraphrasen juristischer Texte. Referate und Protokolle der Arbeitsstagung im Deutschen Rechenzentrum Darmstadt, 24.-26. Juni 1971; hrsg. von Dieter Rave, Hans Brinckmann, Klaus Grimmer, 1971, S. 63. (R, L, I)
- (7) Die privatrechtliche Pflicht zur Unterlassung. Zugleich ein Beitrag zur Lehre von der positiven Forderungsverletzung. In: Rechtslehre 3 (1972), S. 1-22. (B, R)
- (8) Bildung einer prädikatenlogischen Normalform für § 8 Abs. 3 StVO a.F. sowie für einschlägige Paraphrasen. In: Syntax und Semantik juristischer Texte. Referate und Protokolle der Arbeitsstagung im Deutschen Rechenzentrum Darmstadt, 11.-13. Mai 1972; hrsg. von Dieter Rave, Hans Brinckmann, Klaus Grimmer, 1972, S. 67-73. (L, I, R, G)
- (9) Über die Notwendigkeit einer besonderen Logik der Normen. In: Jahrbuch für Rechtssoziologie und Rechtstheorie, Band 2: Rechtstheorie als Grundlagenwissenschaft der Rechtswissenschaft. 1972, S. 163-185. (L)
- (10) Hinweis auf eine Tagung über Rechtstheorie (Rheda, 23.-30.3.1971). In: Theory and Decision 3 (1972), S. 91-93. (R, L)
- (11) Axiomatisierbarkeit juristischer Systeme. In: (1) Münchner Ringvorlesung EDV und Recht. Möglichkeiten und Probleme; hrsg. von Arthur Kaufmann (=EDV und Recht, 6), 1973, S. 49-90; (2) Datenverarbeitung im Recht (DVR), 1972, S. 170-208; (3) Zum Gedenken an Jürgen Rödig. Hrsg. vom Fachbereich Rechtswissenschaften der Justus-Liebig-Universität Gießen, o.J. [1977], S. 170-208. (L, I, R, G)
- (12) Gesetzgebungstheorie als praxisorientierte rechtswissenschaftliche Disziplin auf rechtstheoretischer Basis. (L, I, R, G)

- (12) scher Grundlage. In: Vorstudien zu einer Theorie der Gesetzgebung (siehe Nr. III. 1), S. 11-18. (G, R)
- (13) Zum Stellenwert der Gesetzgebungstheorie in der herkömmlichen Dogmatik sowie in der traditionellen Methodenlehre. Thesen. In: Vorstudien zu einer Theorie der Gesetzgebung (siehe Nr. III. 1), S. 27-29. (G, R)
- (14) Kennzeichnung der axiomatischen Methode. In: Vorstudien zu einer Theorie der Gesetzgebung (siehe Nr. III. 1), S. 31-37. (G, L, I)
- (15) Logische Kriterien für die korrekte Verwendung von Legaldefinitionen. In: Vorstudien zu einer Theorie der Gesetzgebung (siehe Nr. III. 1), S. 38-52. (L, G, R)
- (16) Einige Regeln für korrektes Legal-Definieren. In: Vorstudien zu einer Theorie der Gesetzgebung (siehe Nr. III. 1) S. 71-75. (L, G, R)
- (17) Die Regel-Ausnahme-Technik des Gesetzgebers in logischer Sicht; gemeinsam mit G. Thiel-Meyssen. In: (1) Vorstudien zu einer Theorie der Gesetzgebung (siehe Nr. III. 1), S. 88-91; (2) GMD-Spiegel. Informationen aus der wissenschaftlichen Arbeit der Gesellschaft für Mathematik und Datenverarbeitung 2/74, S. 51-57. (L, G, R, I)
- (18) Zum Begriff des Gesetzes in der Rechtswissenschaft. In: Studien zu einer Theorie der Gesetzgebung (siehe Nr. III. 2), S. 5-48. (G, R, L)
- (19) Logische Untersuchungen zur Makrostruktur rechtlicher Kodifikate. In: (1) Studien zu einer Theorie der Gesetzgebung (siehe Nr. III. 2), S. 592-611; (2) GMD-Spiegel, Informationen aus der wissenschaftlichen Arbeit der Gesellschaft für Mathematik und Datenverarbeitung 4/75, S. 53-76. (G, L, R, I)
- (20) Logik und Rechtswissenschaft. In: Rechtswissenschaft und Nachbarwissenschaften, 2. Band (=Beck'sche Schwarze Reihe, 143), hrsg. von Dieter Grimm, 1976, S. 53-79. (L, R)
- (21) Zur Problematik des Verbrechenaufbaus. In: Festschrift für Richard Lange zum 70. Geburtstag, 1976, S. 39-64. (S, R)

- (22) Tatbestand, Rechtswidrigkeit und Schuld als dogmatisch baufällige Stufen des Verbrechenaufbaus (ursprüngliche umfangreichere Fassung der vorstehenden Publikation; erscheint demnächst). (S, R)
- (23) 「特別の規範論理の必要性について」, 法学研究 (明治学院論叢) 14, 89-130頁 (No. (9) を吉野一が翻訳). (L)

III 譯・解説

- (1) Vorstudien zu einer Theorie der Gesetzgebung. Zusammen mit Eberhard Baden und Harald Kindermann herausgegeben im Namen der Gesellschaft für Mathematik und Datenverarbeitung, Bonn. Als Manuskript gedruckt 1975 (Vertrieb: Gesellschaft für Mathematik und Datenverarbeitung mbH, Schloß Birlinghoven, 5205 St. Augustin 1). (G, L, R)
- (2) Studien zu einer Theorie der Gesetzgebung. Berlin-Heidelberg-New York 1976. (G, R, L, I)

図・表

- (1) (Zusammen mit Löwisch:) Wiedenmann, Herbert: Das Arbeitsverhältnis als Austausch- und Gemeinschaftsverhältnis, 1966. In: RdA 1970, S. 55-57.
- (2) Podlech, Adalbert: Gehalt und Funktion des allgemeinen verfassungsrechtlichen Gleichheits-satzes, 1971; In: Rechtstheorie 3 (1972), S. 246-253.
- (3) Schneider, Egon: Logik für Juristen. Die Grundlagen der Denklehre und der Rechtsanwendung, 2. Aufl. 1972. In: NJW 1973, S. 1834 f.
- (4) Wolf, Ernst: Allgemeiner Teil des bürgerlichen Rechts; Lehrbuch, 1973. In: AcP 174 (1974), S. 470-474.

裁判における正当化の論理構造モデル

- (5) Buchner, Herbert: Die Bedeutung des Rechts am eingerichteten und ausgeübten Gewerbebetrieb für den deliktsrechtlichen Unternehmensschutz, 1971. In: ZHR 138 (1974), S. 569-572.